

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 請願第1号 宇美東小学校体育館へのエアコン整備を求める請願

追加日程第二 発議第5号 公立小中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充  
を求める意見書の提出について

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 請願第1号 宇美東小学校体育館へのエアコン整備を求める請願

追加日程第二 発議第5号 公立小中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充  
を求める意見書の提出について

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（12名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
8番 黒川 悟	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

---

欠席議員（1名）

9番 脇田 義政

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	尾上 靖子	環境農林課長	……………	工藤 正人
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	安川 忠行
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	飯西 美咲	こどもみらい課長	……………	太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長	……………			……………	安川 茂伸

---

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第4号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本年定例会最終日となります。どうぞよろしく願います。

本日の会議を開きます。

欠席届が9番、脇田議員から出ておりますので、御報告いたします。

お諮りします。本日までには請願1件、発議1件の計2件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上2件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。よろしく願います。

---

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って、質問をお願いします。通告番号5番。10番、小林議員。

○10番（小林征男君） 皆さん、おはようございます。では順次、各担当の執行部にお尋ねしていきますので、よろしく願いをいたしておきます。

なお、今日は、傍聴に地権者の方がお見えでございますので、私も分かりやすく皆さん方に説明をいたします。また、地権者の方にも来ておられますので、どうか分かりやすく御説明いただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

まず、環境農林の課長にお尋ねいたしますが、私、小さい頃から中越池に遊びに行ったことが、この頃のように思い出されております。私の中越池の件って言ったら、課長は只越池って言わっしゃって、どちらが本当でも結構だと思います。ゼンリンの地図には中越池と書いてありますので、中越池と呼ばせていただきますので、二、三点お尋ねいたします。

以前から水利権者から田畑を耕作しなくなったので、町の環境農林に水利権の放棄を申し入れておりますとのことでした。その後の話はどのようになったのか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤農林環境課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。よろしく願いいたします。

今、議員おっしゃいましたように、言われてあるため池につきましては、ゼンリンの住宅地図上は、ナカゴシ池という形、チュウエツじゃなくて、恐らく、ナカゴシ池だというふうに表記がされています。そこは、うちのため池台帳では、その場所は間違いなく確認していますので、ゼンリンの地図上、中越池って書いてあるところは、当町のため池の台帳上では只越池というふうな形で当町では、当課のほうでは管理をしています。場所については、それで間違いのないところをゼンリンの地図と照らし合わせて確認をしておるところでございます。

御質問の水利権の件でございますけども、もう長いこと直接の水かかりの農地がないというところで、地元の水利組合のほうとも協議をいたしまして、既に水利権の放棄の書類は当課のほうで受け取っておりますので、現在は水利権が絡む制限というのはないというところで間違いなので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） では、宇美町が——これはまだ財務支局の管轄でございますね。財務支局から払い下げをされるのか、また、そのまま財務支局のままに置いておかれるのか、その点、ちょっとお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 今回このため池が、もう池としての機能をもう必要ないということになりましたので、当然、町としてこの土地をどうするのかということが課題として出てきます。

そうした中で、やはり町としては、そういう土地については有効利用を図る必要があるというふうに考えていますので、国のほう——財務支局のほうとは、町のほうへの譲渡について協議を

今進めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） では、財務支局と協議をしておるといってございまして、話し合いはどの程度お進みなのかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。実はもう数年前から、この話は財務支局のほうとしておたわげでございますけれども、これまでこの譲渡につきましては、何回かやり取りは行っておたところでございますけれども、最終的に現段階では国のほうの所有が、要は財務支局なのか農水省なのかははっきりしないので、それがはっきりしないとこの譲渡の協議が先に進まないというところで、協議自体が、うちの協議する先がはっきりしないということがございまして、先に進まない状況にあったところでございます。

そうした中、たまたまなんですけれども、通称ため池法と言われます農業用ため池の管理及び保全に関する法律、これが令和元年7月に施行されてございまして、この法律に基づき防災上の観点から、ため池の所有者、管理者等を明確にして、そして防災上必要なため池の調査、工事等を実施していくということになっております。

そうしますとため池の所有者、これをはっきりするというのは、きちんとそれぞれ自分たち市町村、自分の市町村の名義にきちんと変えて管理者をはっきりさせた上で調査、工事等を実施していきなさいという形の指示でございます。

したがって、宇美町にあるため池全てをもし国の補助を使って扱うのであれば、宇美町に変える必要というのが生じてまいりました。

宇美町が管理しております農業用ため池のうち、所有者が官有地となっているため池が、全部で現在6か所ございます。そのうちの1つが、今の只越池ということでございます。

したがって現在、この只越池も含め国有財産の譲渡の協議を福岡財務支局と進めてございまして、これにつきましては年度内に完了する見込みというふうになっております。

要は、今回もともと任意の譲渡について協議を進めておたところでございますけれども、今回、正式な法律に基づいた譲渡の申請を町からするということになりますので、きちんと正式に協議をしていながら、スケジュールどおりの譲渡が町にされるものというふうに確信をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 以前から町長命令で財務支局宛てに、今課長が言われた6か所の池について、全部町長命令で財務支局に出されたのか、出されていないのか、そのところちょっと教

えていただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 出したか出していないかという、まだ出しておりません。ただ、申請するまでの決裁は、もう町長のほうから頂いております。内容的なところで、ちょっと財務支局のほうでも整理するところがあるということで、提出をもうちょっと待ってくれということと言われておりますが、地方分権一括法に基づきます譲渡につきましては、もう受付が財務支局というふうにはっきりしていますので、うちの当課のほうからは、もう来週にでもこの譲渡申請のほうを財務支局のほうに提出するという、準備を進めておるところでございます。これは、ため池6か所全てについてでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） なぜ私がこんなに詳しくお聞きするかといいますと、この池といいますと以前から子どもさんが遊びにくることが、春とか夏になったら遊びにくることが多うございます。したがって、元のおたくの課長の代理の添田さんはよく知ってあるんですけど、ここに立て札を立てて、立入禁止の札を立てて、そしてトラロープを張りながら立入禁止にさせていただきませんかと言って見に行かれたら、下が沼でございますので、一遍子どもさんが入りますと非常に上がってくるのが難しいんです。これ、お願いした経緯があるわけでございますが、宇美町に払下げばして宇美町に移りますと、そこのところの管理というものは、十分にさせていただきたいというのが私の願いでございます。

そこで払下げが済むと同時に、今でも結構でございますが、そのようなふうな施策ができるかできないか、課長さん、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） ため池関係の安全管理につきましては、これまで所有が官有地となっておったとはいえ、ため池としての機能があったということは、ため池を所管しております現環境農林課のほうで当然管理をしていかなければならないということになります。

したがって、これまでも同様に管理がうちであったということですが、今後も同様に町になるとしても今までどおり、町になったから当然というのもありますけども、当課のほうで管理は町有地としてある限りはしていく必要がございますので、今、言われますように、ちょっと危険なところがございますので、それについては、当然うちのほうで安全対策は今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） ありがとうございます。そこは、来年度から大体その道幅を太宰府方向に向かって左側は全部拡幅していくわけですね、道路を。そしたら、途中から道幅が広くなりま

して、その池に非常に遊びに、夏休みとかそういうところに行くのに、非常に子どもさん方が便利な道路ができていくわけでございます。非常にそれを早く処理しないと、子どもさん方の危険に及ぼすことになるわけでございますので、早くに適切な処置をしていただきたいと思います。答弁は要りませんので、よろしく願いしておきます。

○議長（古賀ひろ子君） 続けてどうぞ。

○10番（小林征男君） 2つ目の質問に入ります。

都市整備課の課長さんにお尋ねいたします。障子岳南三丁目の7から33、34、35、36、38、40、計6件でございますが、その住宅地が毎年ところ構わず陥没するとの連絡がっております。

そこで高田課長補佐には、鉱業所があった場所の図面を一部始終お渡しいたしております。課長もそれは後から聞いたら、うん、私も見ましたよということでございましたので、その図面が、その下にどのような鉱業所が走っておるのか、お調べしていただきますようお願いをしておったはずでございますが、坑道——鉱業所はどこ炭鉱を掘ったのかお分り次第報告するというところでございましたが、お分りになりましたでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。障子岳南地区の特定鉱害復旧についての御質問と思えます。

まず、特定鉱害復旧に至るまでの一連の流れについて、手続の流れについてちょっと御説明させていただきますと思えます。

特定鉱害とは、石炭鉱業または亜炭鉱業による地表から深さ50メートル以内の採炭跡または坑道の崩壊に起因する鉱害のことでございます。

陥没が発生した場合、それが採炭跡または坑道の崩壊によるものかを調べるためには、まず坑道の有無を確認する必要があります。現在は、公益財団法人特定鉱害復旧事業センター、JOGMEC（ジョグメック）、各有資力鉱業権者の3団体が対応しております。

1番目の特定鉱害復旧事業センターにつきましては、無資力鉱区に係るものに対応します。無資力鉱区とは、鉱害賠償責任者であって、事業の廃止または休止、災害その他の理由により資力を有しない場合及び所有者不明もしくは存在しなくなっている場合で、経済産業大臣が認定した鉱区になります。

2つ目のJOGMECとは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のことで、旧NEDO鉱区に係るものに対応します。

3つ目の各有資力鉱業権者は、損害賠償義務者が現在も存在し資力を有する鉱区であり、複数の業者が存在するため窓口が経済産業省九州経済局鉱害課に一本化されています。

鉱区の有無につきましては、財団法人の特定鉱害復旧事業センターと JOGMEC につきましては、この2つは町が直接調査を依頼することが可能になります。しかし、もう1つの経済産業省九州経済局鉱害課につきましては、土地の所有者からの委任状が必要になるということになります。

坑道の有無の確認につきましては、特定鉱害復旧事業センターと JOGMEC は、町に回答がありますが、経済産業省につきましては土地所有者に直接回答するということになります。調査依頼のその結果によりまして、土地所有者が直接手続をするような形になります。

3団体いずれのケースも特定鉱害の可能性がある場合には、担当者が現地調査を行いまして審査を行います。特定鉱害と認定されれば、申請者、土地所有者の方が事業実施依頼書を提出しまして、各団体が復旧もしくは応急工事を実施するという流れになります。

御質問の障子岳南地区の指定箇所につきましては、JOGMEC というところが担当エリアとなります。現在、町から調査を依頼しているところですが、今のところまだ回答を頂いておりませんので、坑道の有無につきましては、今、何とも答えようがございません。

その結果につきましては、町のほうに報告があり次第、土地の所有者の方には調査結果を御報告させていただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） いや、私がお聞きしておるのは、地図を、図面をお渡ししておりました。その図面は、どこの鉱業所、鉱業所って言ったら非常に分かりにくいんですが、どこの炭鉱がその坑道を掘っていったのかお尋ねしてくださいと私は言ったんです。

だから、課長がおっしゃるのは——なら JOGMEC、これは独立行政法人でございますが、JOGMEC というのはこれは横文字でございますが、これは日本の会社ですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） JOGMEC とは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のことで日本の会社でございます。

どこの坑道かということにつきましても、調査結果と一緒に JOGMEC のほうから報告を受けますので、それも含めて回答させていただきたいと思いますが、今はちょっとどの坑道なのかというのは分かっておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） どこの炭鉱か掘ったか分からんと言われれば、それはそれまでで結構でございますが、ほんなら課長、あなたが言わっしゃるように、無資力鉱害鉱区と有資力鉱業鉱区と無資力鉱区の、これは JOGMEC が全部担当して報告するということですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） JOGMECにつきましては、無資力鉱区ということになります。現在、町のほうから障子岳南地区の坑道の有無についての調査依頼をかけておりますので、先ほども言いましたように、その結果をもって土地所有者の方には御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） いや、私がお聞きしておるのは、この独立行政法人のJOGMECという会社が、3つとも全部ひっくるめて御報告いただけるのでしょうかと、私がお聞きしているんです。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） 私がお聞きしておるのは、JOGMEC鉱区に関わるもの、独立行政の、課長が言われたように天然ガスとか金属、鉱物、資源を発掘する場合はJOGMECが担当するというのでございますが、経済産業省に通達するときは、JOGMECは全部していただけますかってお尋ねしとるんです。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 今、特定鉱害の事務を対応しておるのが、先ほど申し上げたように3団体というところなんです。そのうちの1つがJOGMECというところで、町内、障子岳南地区、この地区はそちらのほうで該当しますかというところで、そこに該当するところが地域的にJOGMECというところなんです。だから町内でほかの場所については、もしかしたら1番目の特定鉱害復旧事業センター、JOGMEC以外のところなのかもしれません。坑道も何社かの坑道が入っていますので、そのエリアによって対応するところが変わってくるというところになります。

したがいまして、障子岳南地区については、確認したらJOGMECが所管する地域というところになりますので、そちらのほうに今問い合わせをしているという状況になります。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） よく分かりました。それでは課長がおっしゃったように、まだJOGMECに問い合わせしておるが、まだ調査はしておりませんと、説明も来ておりませんということでございましたが、いつ頃になったらJOGMECが、詳細なものを地権者に通達するという日時は分かりませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 調査依頼をお願いしたときに、1週間程度ということだったんですから、もう今日なのか、来週早々には御報告できると思います。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。



○10番（小林征男君） 課長、よく分かりました。それでは、調査が入るまで地権者の方には待っていただきますようお願いしておきます。

それでよくこういうふうなことがあるわけです。これは安川課長に聞くよりも、私が副町長に聞いたほうが一番よく分かるんだらうと私は思っております。副町長、分かる範囲内で結構でございますので、教えていただければ思っております。

もし、この障子岳南の6件が炭鉱でなかったとした場合に、大谷地区と炭焼4区地区には鉱害復旧工事が28件なされたわけでございます。私も、その炭鉱の長屋の一員でございましたのでよく知っておりますが、産炭地6法の保険が切れておりました——法律が切れておりましたので、その頃は町と鉱害復旧と一緒にあって、あそこの今のハピネスが、駐車場のところがちょうど仮の家が建てて地上げをした経緯がございます。そこんところ、ちょっと副町長がお分りでございますしたらひとつよろしく願っておきます。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 申し訳ありませんけれども、私、平成19年度まで下水道課に所属しておりました。建設課でございませんでしたので直接の担当はしておりません。

ただ、いわゆる大谷地区、炭焼地区のほうでいろいろ鉱害復旧を担当されている方と、いろいろお話をしたことはあります。いろいろ御苦労されて地域の方との交渉といえますか、そういった話合いをされて鉱害復旧を完成されたという御苦労話も聞いておりますけれども、詳細については、私、存じ上げておりませんので恐れ入ります。

○議長（古賀ひろ子君） 小林議員。

○10番（小林征男君） よく分かりました。では障子岳南三丁目から6件の、もし鉱害じゃなくて、炭鉱が掘った跡じゃなくして、陥没は、これは自然的なものということが分かりました際には、どうかひとつそういうふうな鉱害復旧ということを念頭に置いて、どうかひとついい知恵を貸していただきますように、課長にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 10番、小林議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号6番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） ただいまより、一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、コロナで命と健康を守り抜くと、対策をとということで質問させていただきたいと思っております。

初めに、私たち日本共産党粕屋地区議員団は、11月5日に粕屋医師会、糟屋郡町長会、糟屋地区市町長協議会に健診、検診費用補助の拡大、初めに述べました健診は、健康診断の健診です。

次に検診という言葉を使いましたが、これは特定の病気を見つけ出す検診ということです。補助の拡大、また子ども医療費助成の拡充、新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める要望書を提出しております。

本来なら、粕屋医師会とは毎年懇談会をやっています。そこでいろいろな意見交換会をやる予定でしたが、今回はコロナ禍ということで、文書での回答を頂いております。その内容として、健診、検診費用、先ほど言いました初めのほうは健康診断です。2番目の検診は、特定の病気を見つけ出す検診です。――の費用補助拡大、子ども医療費助成拡充に関しましては、本会におきまして1市7町へ要望を進めていくと回答を頂いております。

また、新型コロナウイルスの感染症の強化に伴うPCR検査機器の導入に関しまして、導入の場所、検査技師の確保等々に問題が多くあり、糟屋地区での導入は難しいという回答を頂いております。

本会として、福岡県診療・検査医療機関としての多くの診療所、病院にて検査・診療は実施できる状況は整ったと。今後、診療・検査医療機関の拡充に力を入れていくという回答を頂いております。

国内の新型コロナ感染者が累計で10万人を超えました。死者類型は1,756人、これすいません10月29日の現在の数字です。国内で初めて感染者が確認されたのは、今年1月16日、累計感染者が5万人を超えるまで7か月近くかかっております。その後、2か月半で倍増しております。

厚生労働省の専門家組織は、10月以降微増傾向が続いている。要因としてはPCR検査の立ち後れが指摘されています。日本での検査実施数は、人口比で世界152位にとどまっております。

ここでちょっと質問に入りますけど、PCR検査、抗原検査の拡充と同時に、当町としてできる範囲での費用負担ということでお答えいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 新型コロナウイルスの感染拡大においては、福岡県でも11月中旬以降、新規感染者が増加傾向であり、住民の皆様が日々不安な思いで日々を送っておられることと思っております。

しかし、PCR検査、抗原検査とともに、偽陽性・偽陰性が想定される中、症状がない方を対象とした臨床的な判断に基づかない検査を費用負担を含めて町が実施することは、困難であるというふうに考えております。

国の補助事業で、高齢者や基礎疾患を有する方の中で希望される場合に市町村が検査を行う場合は、一定の費用を国が助成するという事業がございますが、検査方法、検体採取場所、検体採

取の方法、検体郵送方法、検査結果を踏まえた対応等、実施体制の整備を町が整えるという条件がございます。町でこのような体制を構築するのは困難でありますため、実施を今のところはしておりません。

粕屋医師会に開設されておりますドライブスルー方式のPCR検査センターにおきましては、10月の検査件数が、開設が13日間あったそうですが、121件と増加をしているところでございます。

また、インフルエンザの流行の季節に備えて、県内で1,000件以上の医療機関が福岡県と契約を締結し、広く検査ができる体制が整ってきております。このうち公表されているのは258件でございます。1,000件中258件が公表してもいいということで公表されております。糟屋郡内においては14医療機関が検査をできる医療機関として公表しているところでございます。

町としましては、少しでも体調に変化がある方や感染の不安がある方が、速やかに相談、検査につながりますよう、こういった公表されている医療機関の周知に努めて、既にホームページ等にはアップしておりますけれど、こういったことにつきまして住民周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） それで、検査費用は町で出せないということだったんですけど、例えば地方創生臨時交付金の活用というのはいかないのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） そちらのほうに関しては、交付金につきましては、ちょっと詳細のほう分からない状況でございますが、いずれにしましても先ほど申しましたように、臨時的な判断に基づかない検査につきましても、そういう偽陽性や偽陰性がある中、やはり町が実施するところでは、難しいのではないかとこのように思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。免疫力は、二十歳で100%に対して、50歳で50%、日頃元気な高齢者でも70歳になると10%とすごく低くなるんです。強いストレスによる免疫力の低下、また不規則な食生活や偏食によっても免疫力は下がると、運動不足による低下もあると、ほかにもいろいろな原因となるものがございますが、コロナ禍の中で、免疫力低下による感染の危惧もされてはいますが、これについて対策というのは考えておられるのかどうか、お答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 議員もおっしゃいましたように、感染症予防の対策の1つに免疫

力を高めるということが挙げられており、コロナ禍においてもその重要性が叫ばれているところでございます。

外出自粛によりまして食欲が低下することでの低栄養や、活動が不活発になることでの心身機能の低下及び筋力低下が出現しやすくなっております。このことが、ますます免疫力低下を招き、感染症への罹患や重症化へとつながっていくことが危惧されているところでございます。

コロナ禍を乗り切るための免疫力を高める、あるいは低下させないというところのためには、基本的なことではありますけれど、食事や運動、睡眠などの生活習慣、基本的な生活習慣を整えるということが大切になってきます。

生活習慣病をお持ちの方が、コロナに感染された場合、重症化リスクが高いことは報道等によく言われており御存じの方も多いかと思われまます。

町では、以前から保健師や管理栄養士が、生活習慣病予防の目的で、生活習慣を改善するための健康支援を行ってまいりましたが、このことは感染症の予防においても共通していることでございます。コロナ禍において、免疫力低下を予防するためだけの特別に保健指導を実施しているというわけではございませんが、これまでと同様、生活習慣の改善に向けた取組を継続していくとともに、それが感染予防にもつながることを、健診後の個別指導、各コミュニティで今実施しておりますスロージョギング教室、広報等の媒体を活用しながら、コロナに負けない体づくりのための支援を行ってまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。サルコペニアという全身筋力低下が起これば、加齢や疾患により筋肉量や食事、特に筋肉をつくるたんぱく質の摂取量が減少することが要因と言われております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、外出を自粛し、運動する機会がなく、買い物にも行かなくなり、簡単な食事で済ませるようになる、このようなコロナ感染拡大の弊害でサルコペニアを発症し、認知症へとつながっていくというのが指摘されております。

ここで質問ですけども、サルコペニアの発症が指摘されているが、事例は報告されているのか、また認知症にもつながる対策は講じられているのか、お答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 議員が先ほど言われましたように、サルコペニアとは、加齢に伴う筋力の低下、また老化に伴う筋肉量の減少を指しております。歩行速度などが落ちるなどの運動機能低下が見られる病気でございます。

要因については、十分に解明されていない部分もありますけれど、たんぱく質の摂取不足等による低栄養や、糖尿病などの生活習慣病との関連が大きいと言われていたところでございます。

サルコペニアは、筋肉や筋力が減少しますので転倒骨折の大きなリスクになり、それが要支援状態に陥って、その後また活動性が低下する、認知機能が低下するなどといったことが相互に絡み合いながら認知症を含めた要介護状態に進んでいくと言われております。

現時点においてサルコペニアの発症が指摘される事例については、報告は受けておりません。

しかし、現在、コロナ禍で中止されております介護予防教室の対象者に対しまして、アンケート調査をいたしました。その結果、外出などの自粛によって歩くことが減ったや、家の中でつまづくことが増えたと回答の方が1割程度ですがいらっしゃいました。サルコペニアの発症を危惧しているところでございます。

町としましては予防対策として、介護予防教室を再開するまでの間、地域コミュニティの健康福祉サポーターさんの協力を得ながら、介護予防教室を委託しております社会福祉協議会の職員がお宅を訪問して、認知症予防の脳トレの教材や筋力アップの教材などを配布をしております。そのほか、自宅でできる体操等を掲載したリーフレットを今作成中でございます。今後、広報に折り込んで全戸配布する準備をしているところでございます。

また、在宅の高齢者の栄養状態の改善や要介護状態を引き起こす疾患の予防の取組といたしまして、栄養改善配食サービス今実施しておりますが、そういった事業のほか、健診結果で体重の変化等が見られる方、低栄養が疑われる高齢者に対しましては、当課の管理栄養士が個別指導等を行っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。コロナ感染症の特徴は、無症状感染者からの感染が起こることです。今まさに第3波と呼ばれる状況になっております。気温が低く乾燥したこの時期にウイルスは活性化いたします。感染震源地、エピセンターを明確にし、その地域の住民、事業者の全体を網羅的に検査し情報を開示すること、感染リスクが高い施設の職員、出入り業者を定期的に検査することが望まれると思っております。

また、感染防止対策として検査、追跡、隔離、保護等が必要不可欠と考えておりますが、これにつきましてどのような対策をされているか、お答えいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 新型コロナウイルスの感染症の拡大防止を図るため、適切な情報等を公開するというのは重要であることは認識をしております。新型コロナウイルスの感染症に関する情報の公開をはじめ、追跡、隔離等は全て福岡県が行っているところでございます。

中でも情報の公開につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というのがございまして、一類感染症が国内で発生した場合における情報の公開に係る基本方針にのっとり県が公表しているところでございます。

感染情報の基本としましては、年代、性別、居住している都道府県までは公表されますけれど、町の名前は公表されないところです。店舗名等につきましては、クラスターなどにより感染経路の追跡が困難な場合に限っては公表する扱いとなっております。また、感染防止対策が適切に講じられていなかったことが感染の要因であると考えられるときにつきましては、その旨を公表して対策の徹底を促すということを周知するというふうになっております。

このように、他者に感染させる可能性がある時期であったのか、感染者に接触した可能性のある人を把握できているか否かで公表される情報の内容が変わってまいります。

公表の目的は、感染症の蔓延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするということが目的とされております。

情報の公開に当たっては、感染者に対して不当な差別や偏見がないよう個人情報の保護に十分留意し、慎重に協議した上で必要な範囲内での公表となっております。

町としましては、なかなか活用が進まないというふうに言われておりますけれど、厚生労働省による接触確認アプリ、これを多くの方がダウンロードして活用していただくという、そのために周知していかなければならないというふうに思っております。そういう対策で、感染の拡大と住民の皆様の不安の軽減に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。コロナ禍による経済困窮の広がりや、命と健康を脅かしている。これは全日本民主医療機関連合会が、このほど発表しております。コロナ禍を起因とした困窮事例調査の結果は、深刻な実態を示しています。調査報告は、非正規雇用層、相談時点で所持金わずかという事例が多い。保険料の滞納で手元に保険証がないケース、資格証明書、無保険も多く受診控えにつながっている。症状が悪化してから受診、緊急搬送される事例があると。行政に相談に行っても、生活保護などの必要な支援が得られていない事例も少なくないと言われております。雇用と生活の破壊は深刻。生活保護申請を簡素化し、ためらわずに利用できる制度にする。高過ぎる国民保険料を引き下げ減免制度の拡充をする。在日外国人の医療について、国・自治体が責任を持って行うということをお願いしております。

質問に移りますが、コロナ禍で経済困窮者が命と健康を脅かされているが、対策は講じられているのか、お答えをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 当課の保健師が保健指導等を行う中で、コロナ禍において経済的にお困りの方の中には、病院代が惜しいとおっしゃる方もおられます。しかし、病気の重症化の予防のためには、受診の継続が必要であることについては何度も説明して、理解を促しているところでございます。

経済的な理由によって病院受診を控えているというような相談があった際には、無料または低額な料金で行う、無料定額診療を行う無料定額診療事業実施医療機関というものがございまして、そちらの案内を行うこともございます。これは、経済的な理由によって適切な医療を受けられない方について、生活の状況などの審査をした上で医療機関が独自に行っているものでございます。

経済的な支援としましては、社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付事業があることを広報・ホームページ等でこれまでも周知してきたところでございますが、受付期間が数回延長をされてきたところであります。さらに、来年3月まで延長しましたという文書が来ましたので、このことを早速、町のホームページに掲載したところでございます。

相談窓口としましては、生活が困窮している世帯から、就労、家計、生活全般の問題の相談があった際には、福岡県の自立支援相談事業として委託されている自立相談支援事務所困りごと相談室を紹介し、専門的な生活相談の専門員の相談を促しております。

日々窓口でお困りの住民の方がいらっしやいまして、相談を担当者が受け付けておりますけれども、ケースに応じまして、そのような生活困窮の改善につながるような支援につなげております。

これからの支援等においても、これらの方の中で、生活の立て直しがもう困難であるというふうになった場合には生活保護の申請となりまして、福祉事務所への進達の流れとなります。そうなった場合には事務を迅速に行いまして、一日でも早く申請の結果が出るようにと努めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。新型コロナウイルス接種関連法案の参考人質疑が、衆院厚生労働委員会で行われ、参考人から安全性の確認や接種の自己決定権の尊重を求める意見書が相次いでおります。

大阪大学免疫フロンティア研究センター宮坂教授も、大事なのは安全の確認と個人の意思の尊重だと強調。各国で開発中のワクチンは、有効性は高いが、安全性はまだ担保されていないということを言われております。

現にイギリスがワクチン接種が始まりましたけども、ちょっと今、懸念するところもあるようなんですけど、そこで質問ですが、ワクチン開発で安全性が担保されていないが、町としての認識はあるのかどうかお答えいただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 新型コロナのワクチンにつきましては、イギリスで接種が開始になっておりますけれども、2名の方に強いアレルギー反応が出たというような、そういう報道もあっております。

現時点では、国からワクチンの特性や効果について、またいつ頃接種が開始になるか等につい

ては、まだ通知があっていない状況で詳しいことは分からないところでございます。

ワクチンに関しては、努力義務となって接種を勧奨するというような扱いになる。実施主体を町でやるというところは、通知が来ているところでございます。

そのほかに、現在国からは、仮に来年の初頭にワクチンの供給が可能となった場合に、速やかに住民接種ができるように、国から都道府県と市町村に対して、実施体制確保事業の要綱等が今示されたところでございます。

また現段階において、ワクチンにどのような副反応が起こるかや安全性などは分かっておりませんが、まだ薬事の承認申請がなされていないものの3種類のワクチンが実用化される予定であること、ワクチンにより健康被害が仮に起こった場合、臨時接種という扱いにはなりますが、定期接種の際の健康被害救済制度と同様に取り扱うということが示されているところでございます。

国からの自治体向けの説明会が、来週18日の午後オンラインで行われる予定となっておりますが実施体制のことが主な内容になるかと思われま。

今後、実施体制の確保を図るとともに、ワクチンの接種の有効性と副反応とのリスクなど詳細が分かり次第十分な周知を行うことで、住民の皆様の不安を解消して、ワクチン接種が円滑に行われるよう取り組みたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。これで私の一般質問は終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより11時5分まで休憩に入ります。

10時56分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号7番。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 皆様、お疲れさまです。皆様の顔がよく見えませんが、よろしくお願いたします。議席番号2番、平野龍彦でございます。

本当に早いもので、今年2月末からのコロナ対応から10か月経過しております。避難所運営とかもあって、本当に職員全ての皆様一人一人に感謝と敬意を表しながら、今回もここに立たせてもらおうと思っております。

コロナ禍でございますので、簡潔に質問してまいります。誠意ある回答、再質問ができないよ



うな回答をお願いしたいと思っております。

では、本題に入ります。

今回は、お手元左側にありますリモート遠隔行政サービスの推進加速によるコロナに負けない新しいデジタル生活づくりをすべきだというテーマを質問のテーマとして展開をしております。つまり町民の皆様が役場に来ずとも済むような行政のデジタルトランスフォーメーション化の準備をすべきではないか、今回はこれ1本について絞って政策提言を行っております。

新型コロナウイルス感染症は、社会的な混乱を招き、生活システムの弱さ、もろさを露呈させました。これからは、社会構造としての復元力といった社会システムの強化が必要とされてくると思っております。実効性のある施策が遅れることになれば持続可能性を求められている行政サービス及び地域コミュニティをも脅かすことになるやもしれません。

既に宇美町には、第2期宇美町総合戦略がありますが、コロナによる生活変容、行動変容への取組についても追加表記を考えるべきと思っております。コロナに負けないリモート化への諸問題を1つずつ解決し、コロナによる生活混乱の中で、町民の生活にマッチングをした政策を展開していくこと、そして宇美町の未来を創っていくこと、これは我々と行政の根本だと思っております。

情報通信技術の進化により、このマイナスの財産をプラスの財産に必ずトランスフォーメーション、変革ができると思っております。リモート化、デジタル化、DX化という至上命題を克服し、宇美町独自のモデルケースを築き上げることが肝要であると思えます。

ICT技術の進展に伴い、デジタルトランスフォーメーション、DXを活用した行政展開へと、我こそは、各自治体しのぎを削っております。

今年の7月の骨太の方針2020の中でも、デジタル化を国が強力に推し進め、デジタルガバメント化を力強く支援すると公表をしております。経済産業省では、国内企業がDXの運用をしない場合、2025年以降、年間最大12兆円の経済損失が生じると、いわゆる2025年の問題、壁を大きく指摘しております。以上を踏まえて質問に入ります。

お手元の1点目、行政業務にAIの導入をすべきと提案をいたします。

行政サービスにおける書類の作成は、大半が定型化された作業となっております。近年の働き方改革の推進を鑑み、定型業務は人の手でやるよりもRPAに任せることで作業は自動化となり、ヒューマンエラーも抑えられるなど、業務と働き方の効率性を高められると考えられます。

さらにRPAに加えてAIも取り入れることにより、例えば、RPAが集積した情報から、AIに町の将来を予想してもらい、それを新たなまちづくりの戦略に活用するというようなことも、これからは進めるべきと考えております。

既に全国各自治体ではRPAを導入しておりますが、例えば荒尾市では、ふるさと納税業務に

R P Aを導入しております。職員の負担が軽減され、これまで時間を確保できなかった返礼品の開拓に力を入れることができるようになりました。

ふるさと納税に定型入力自動業務つまりR P Aの導入をこの際提案をいたします。今後の活用の方向性について、お示しいただければと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） ふるさと応援寄附金に関しましては、大変ありがたいことに当町におきましても、年々その寄附額、多くの寄附額を頂けるようになってまいりました。

一方それに伴いまして、職員の事務量が増え、また、その多様化もしているところでございます。この事務にA Iを活用できれば職員の負担軽減につながり、返礼品の企業に注力する時間を増やすことができるなど、さらなる寄附額の増加にも取り組めることになるのではないかと考えているところでございます。

今後は、先進地の情報を収集し、A Iに適した事務の洗い出しを行うとともに費用についても検証し、代行業者に委託している事務も含め導入の可能性を見極めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 分かりました。導入に向けて前進してもらいたいと思っております。

次に行きましょう。保育所入所選考業務に次はA Iの導入の準備を提言をいたしていきます。

入所の選考は、1次選考、2次選考と行うとともに入園決定者の保育料の決定通知の送付や各保育園施設との入園者の調整など、業務が大変集中しております。

全国各地で導入している保育所入所選考業務A Iマッチングシステムは、時間短縮などの事務効率化並びに住民サービスの向上を図るとともに、職員の負担を減らしております。

御存じだとは思いますが、一山向こうの宮若市においては、子育て支援業務の中で保育所入所選考業務にA Iを取り入れ昨年は実証実験を行い、今年度からA Iが入所選考業務をしております。夢のような話です。数十秒待てば選考通知が発行され、保護者への合否を早く連絡することができます。職員の働き方の見直しにも大きく効果を上げています。

地方創生、国のデジタル化の支援制度第3弾が間もなくあると思います。これを注視しながら、保育所入所選考業務にA Iの導入の準備をいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 失礼いたします。当町におけます昨年度の保育所利用調整の状況につきましては、新規入所の申込みの受付を11月の18日から行いまして12月13日の間で、また12月の23日から翌年の1月の21日にかけて、保育の必要性の高い方から順

に1件1件電話にて保護者様の御希望に添えるように時間をかけて調整をさせていただきました。結果、在園児を含め848名の申込みを受付、転園希望を含め279名の利用調整を行っております。利用調整には、延べ125時間ほど費やしたところでございます。

利用調整業務にAIシステムの導入を行いますと、瞬時に利用ができるということは新聞報道等で広く周知がされているところでございます。

一方で、ある自治体におきましてはAIシステムの不具合が発生し、結果、休日を返上して職員が手作業で対応したという事案も聞き及んでおります。

今後、先進地事例などを参考にしながらシステム開発業者と打合せを行いまして、当町に即したシステムの調査・研究に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 分かりました。

2番目に行きます。リモートワーク遠隔勤務推進の準備を、についてお話しします。

リモートワークは創造性と生産性を高めるとともに、子育てなどの負担軽減などにも効率性があり、多用で柔軟な働き方を誘引するものと思っております。

そこで、仮想デスクトップという技術があります。これは、端末から画像データを遠隔でリモートで見ることができますが、顧客情報などは一切画面に残らないシステムでございます。既にこれは、採用しているところもあります。個人情報漏えい防止のためのセキュリティー対策を図ることもできます。仮想デスクトップの活用によるリモートワーク、つまり遠隔勤務化への準備をすべきだと思いますが、御見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。リモートワークにおける仮想デスクトップという内容での質問かと思えます。

議員がおっしゃいますように、現在のこのコロナ禍におきまして、リモート技術を活用した在宅テレワークこういったことを実現するために、実は国のほうも幾つかのモデルまた必要なセキュリティー対策、こういったことが公開され始めているところでございます。

議員がおっしゃいますように、その手法の1つとして、先ほどおっしゃられました仮想デスクトップといったものも、もう先進地では活用され始めているという状況でございます。

外部からリモート接続する場合の安全性、これが一番の問題かと思えます。そのセキュリティー対策等々につきましては、国、県の指導等を頂きながら、町としても在宅テレワークに関する手法等について検討・協議を深めてまいりたいと思っております。いずれにしましても私たち町レベルいわゆる直接行政、住民の方と直接接することで行われる行政事務におきましては、個人情報の問題であったり、直接触れ合うことで行われる行政事務もたくさんご

ざいます。こういったものを順次遠隔で行うことができるようなシステムの構築については、国のほうも来年にはデジタル庁なるものを立ち上げるということも新しい菅内閣の中で打ち出されておりますので、そういったことも重々検討また注視していきながら考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 次に行きます。3点目、御覧いただければ。リモート化による押印主義、書面主義、対面主義からの脱却の準備を提案いたします。

これを実装するためには、普及率が低いマイナンバーカードの取得向上が考えられると思います。宇美町の普及率は今日現在19%ぐらいですかと思います。他町では、御存じのとおり新宮町ですか33%、この差が気になるところでございますが。来年3月から、御存じのとおり健康保険証でも利用できる。将来的には運転免許証に向けて利用できる準備をして、国のほうは進めております。この辺のメリット、周知を図ると同時に期間限定でのインセンティブ、制度の導入をすべきではと考えております。行政サービスの手続のデジタル化は、マイナンバーカードの普及と連動をしたいと思います。

本当に必要な方にきめ細やかな支援ができるんです、マイナンバーカードがあれば。本町独自のインセンティブを付与し、マイナンバーカードの普及を促進すべきだと思いますが、いかがでしょう。方向性を、御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） マイナンバーカードということでございますので、住民課のほうから回答させていただきます。

議員がおっしゃられましたように、デジタル社会の推進のためにはマイナンバーカードの普及が絶対条件であるというふうには思っております。

まず、当町のマイナンバーカードの交付状況について若干御説明させていただきます。

今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特定給付金のオンライン申請、それからマイナポイントの事業そういったこともありまして、4月頃には約10%程度であった交付数が大幅に増加し、11月30日現在では19.11%となっております。

本定例会の初日の行政報告の中で町長が申し上げましたように、国は令和4年度の末には、個人番号カードがほぼ全国民に行き渡ることを目指しておりまして、個人番号カードの広報を集中的に行うほか、カードの未取得者に対しましてQRコード付きの交付申請書の個別送付を実施することとしてあります。

先ほど議員もおっしゃられましたが、来年の3月からは健康保険証との連携、それから運転免

許証のデジタル化の推進こういったことも進められているなど、個人番号カードの利便性がさらに高まり、交付数もさらに増加していくものと考えております。

当町におきましてはこういった状況から、個人番号カードの交付数の増加を見越しまして、交付窓口の整備それから交付体制の充実を図ることとしております。

当町独自ということではございませんが、交付数を伸ばすためのインセンティブとしましては、来年の2月から証明書のコンビニ交付サービスの提供を開始することとしております。そのほかにも、平日に受け取りに来られない方の利便性に配慮しまして土日や夜間の交付窓口の開設日を増やすこと、それから窓口におきまして個人番号カードの交付申請を積極的に勧奨することなどについても計画しており、個人番号カードの普及促進に取り組んでまいるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） ちょっと再質問させていただきます。19%強、普及率、マイナンバーカードと言われました。2年後の3月ですか100%、国のほうは普及率100%と目指しておりますが、このペースで逆算しますと、そうですね来年の3月、4月には30%強、既に新宮町は33%でございますので、その辺のスキーム、普及率、御見解は。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） おっしゃられますように、令和4年度末には100%を目指してということですが、一応、現在国の交付促進の計画というのを——マイナンバーカードの交付促進計画というのを立てておりまして、月間の交付数を目標としては1,000枚を目指してやっているとございます。現状では1,000枚にはまだ及んでおりませんが、今後、交付体制の充実をした後には、窓口での交付勧奨それから夜間窓口等でも交付できる等もございまして、徐々にスピードアップ、スピードを上げて交付数を伸ばしていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 月間1,000枚、少し試算が低いような感じがします。月間1,000枚といいますと、普及されていない方々が今3万、確か3万強割るの1,000でございますと30か月ですね。30か月ということは2年半かかります。令和4年の3月までには間に合わないという試算になっておりますので、試算のアップに向けて善処してもらいたいと思います。

それと電子入札、入札年間30から40あるのではと思っておりますが、これもさきの8月の臨時会で議決したと思いますけど、それに向けて準備していると思います。これも官民一体となって役場が民間のほう、電子入札がスムーズにできるように取り組んでいかなければならないと思っています。来年の秋頃にはスタートできるものと思っております。本当にこれはうれしく思っております。まさに宇美町のモデルケースの1つではないかと思っております。

では次に行きます。4点目、御覧いただければと思います。

新設ICTデジタル推進局によるリモート行政の実装を、であります。専門知見を有するICT人材の募集と確保をすべきであります。デジタル化とDX化を推進する人材の確保、つまり雇用環境についてを伺います。

県内の大学及び高等学校における情報工学科などをDX化推進加速の一翼を担う人材群つまり金の卵として位置づけ、その専門知見を発揮できるよう本町として雇用環境を整え人材の確保を図るべきと考えております。行政のデジタル化、DX化を現実的に進めるためには、組織機構内に企画立案そして実行ができる専門職員がどうしても必要であると思います。専門人材の募集、育成、確保の準備、これを提案いたしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。専門知識を有するエキスパートこういう人材確保の件であるかと存じます。確かに議員おっしゃいますように、これからのデジタル化、AI化、こういったことが進む中で、こういう知識を持った若い人材の雇用については、必要不可欠になってくるものであると存じます。

しかし、私たち行政マンとしては、異動するというのが、まず1つ大前提としてあります。なぜなら異動することで、いろんな各課の業務をしっかりと若いうちから覚えながら、当然その先係長または主幹、課長補佐、課長というステップを踏んでいく、こういう組織機構になっております。そういった中で、1つの業務に非常に特化した職員をつくってしまうと、その業務しかできないというようなことになります。これは、町の脆弱性につながるものでもあります。

そういったことから、今議員がおっしゃられるような、そういう専門知識を有する者に関しましては、外注いわゆる委託であったりまた職員の派遣であったり、そういったところを視野に入れながら、専門機関また企業そういったところと提携を結びながら、町としてデジタル化に対応することを考えていくことも1つあるのかなと思っております。

いずれにしても、これから進んでいくであろうこのデジタル化の部分に関しましては、昨日、町長のほうから飛賀議員の質問の中でも回答しておりましたが、調査研究をしながら対策対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 次に行きます。デジタル推進局設置をでございます。

行政手続の押印・書面・対面主義制度を改め、申請などの手続を足を運ばなくても住むリモート社会の実装なおかつリモートでの完結に向けては、専門知見を有するデジタル推進局を、シンクタンク局を設置すべきではと思っております。

現在各課においては、こういうアナログ化からデジタル化への検討といたしますか、これはされておると思います。ところが、昨日のいい質問にもありましたが横断的な話合い、これはされておられるのでしょうか。この辺が気になるところでございます。

100周年事務局が横断的な采配により100周年のバースデーイベントとか、もうパーフェクトにされてきたと思います。やはり、既にこういう局とか係とか課、部、もう既に全国各地で発生しているんです。根拠もなしに私は発言はしておりません。この質問は昨日と同じ答弁になるかと思っておりますので、回答は割愛になるのではと思っております。

次に行きます。5番目に行きます。

お手元、議会リモートライブ配信、見える化による行政のDX、デジタル変革化をすべきであります。

行政の見える化によるデジタルトランスフォーメーション社会が、当たり前となってきております。既に新宮町、粕屋町、篠栗町の町民の皆様はコロナの下、役場に足を運ばずとも、リモートで行政参加ができております、傍聴参加ができております。

本来、デジタル化、DX化は、地方創生の要となる可能性が十二分に潜んでおり、本町においても可及的速やかに対応を進めていく必要があると思っております。

町民の皆様は、行政の見える化の提供、隗より始めることが不可欠だと思っております。

次の第3次補正予算の中にも、地方創生臨時交付金第3弾、デジタル化、DX化の厚い支援があると思っております。町民と行政の非接触を、イコール、ライブ配信、これをエビデンスに今から絵を描く準備をすべきだと思っております。志免町より先に、須恵町より先に行政の見える化をいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。行政の見える化というところで、まず1つ、本で行われている例えば定例会こういったものを中継する、インターネットでというところも先進自治体では既にリアルタイムに行われている状況であるかと存じます。

本町にありまして、現時点でこれを行うことは技術的には可能です。

一方で、どこまでこれを可視化するのか、また、どこからが個人情報条例等に抵触するのか、こういったところにつきましても、情報公開条例に照らし合わせ、慎重に議論をしなければならないと思っております。

また、例えばペーパーレスのこともそうですし、今後、いろんなデジタル機器を用いることでリアルタイムに情報を発信することができたり、また、いわゆるそういう手間の部分が省けることもたくさん出てくるかと存じます。

これらに向けては、実は、本庁の今基幹系システムとネットワーク、これらについて令和4年

に見直しを行うと。今現在、これを自治体クラウドという形で、志免、須恵、宇美の3町と一緒に業者のほうに契約をさせていただいておりますが、令和4年にこれらの見直しを行うということで、これに便乗して、まずは第1弾として町の中のペーパーレス化、それと例えばタブレット等を利用する環境の整備、こういったものに着手してまいりたいと思います。

いずれにしても、今現在、調査研究を行っているところでございますので、これらについては先進自治体、事例等々を鑑みながら検討方法を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） まもなく30分になりますので、この辺で幕を閉じたいと思いますが、今の回答の中で、何点か気になる点がございましたので。

といいますのは、宇美、志免、須恵の電算システムの共通化、システム化が令和4年の3月ですから、あと2年。来年9月にはデジタル庁が開設予定、ほぼ間違いないでしょう。2年待つ、これでいいのでしょうか。アナログ化時代の失速というのは、鉢巻きして挽回することはできるかもしれませんが、デジタル社会デジタル化におきまして2年間失速するということは、これは取り返しがつかない、ひょっとしたら10年ぐらい遅れるかもしれない。志免町は、もうペーパーレスしているんです、タブレット、御存じだと思います。篠栗町もペーパーレス化、タブレットですね。志免町は、議会ではタブレットを貸与しています、議案書はその中に入っていないけど。篠栗町はタブレットの中に議案書が入っているんです。篠栗の議員の人は議案書持っていないんです。もうデジタル化、トランスフォーメーション化、デジタルガバメントはもう進んでいるわけです。

ちょっと最後に、通告していませんでしたけど、町長にちょっとビジョンを、総括で構いません、レクチャーしてもらえればと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 先ほど来から、平野議員のほうから、行政のデジタル化ということで、るる御質問というより御提案に近かったと思っておりますけども、内容的には昨日の一般質問、飛賀議員の質問ともかなり重複する部分もあったと思っておりますけども、答弁要らないということでございましたけども、当町が今後、国の今加速しておりますデジタル化に向けまして、どう町として追随をしていくかというか、歩みを同じくしていくかという、これは、もう非常に大きな課題であろうと思います。

しかしながら、昨日も答弁させていただきましたように、今議員のほうからもありましたように、予定では来年の9月、新庁そして新局、課なりが、そういったセクションが国において設置



をされる。昨日も答弁をさせていただきましたけども、確かに、先ほど総務課長は名前を間違えましたけども、菅総理の強い信念のいわゆるリーダーシップの下に、恐らく間違いなく来年は、国においてそういったセクションが設置をされる。そして、そういった体制整備が、もう脈々と今水面下では進められておるということは、もう事実だろうというふうに思っております。

しかしながら、全容が見えない、個別が見えないというのが、あくまでも今の段階。だから、国、県、そして市町村でくりますけども、市とまた町村では当然成り立ち、それから地域性、いろいろ自治体の規模からいっても、ちょっといろんな雰囲気的なもの、それから、何とかいいましようか体制的なもの、いろいろまた微妙に変化ありますので、町として国のそういった動きに、どういった形でいわゆる歩調を合わせていかなければいけないのか、そして先ほど言いましたけども、非常に市町村のほうから、末端からということも今ございましたけれども、例えば、国とか県とか、あるいは政令市、あるいは大きな市レベルでは、当然今回のコロナ禍も踏まえまして、コロナ禍だけということではないんですけども、コロナ禍も踏まえまして、また近年の国際化という状況も踏まえまして、こういったいわゆるオンラインあるいはデジタル化というのは、もう今後世界に推して、日本を、あるいは優秀な人材が世界で羽ばたいていくためには、本当に避けては通れない、もう必須の条件だろうというように思っておりますけれども、町や村では、一方、例えばフェース・ツー・フェースで、何とかいいましようか、政策を理解いただくとか、御協力をいただくとかという部分が、今言った大規模のいわゆる自治体、枠組みにはない、そういった特性も、特に町村にはあるのかなど。

だから、その辺の部分と、今総務課長が申し上げましたけども、絶対にこれはリモート、いわゆる画面上だけで、いわゆるフェース・ツー・フェースでしたほうがいい例えば業務、あるいは対応、これとやっぱりこれはリモートでやるべきだろうという、そういった部分のすみ分け、これをきっちりデジタル化が予定をされております来年中に、そういったいわゆる精査を、特に町村はしていかなければいけない。

そして、確かに何とかいいましようか、リモートで便利にはなったけれども、魂が入らないといいましようか、住民と一番身近にあるべき行政の間がそのことによって離れていく、また、真意が理解できにくくなるという。これは、あくまでもイメージの中で言っておりますけど、そういったことも十分に吟味をしながら、このデジタル化については進めていく必要があるだろうというふうに思っておりますし、特に議会とそれから行政のリモート化といいましようか、デジタル化につきましては、ペーパーレスそれからタブレット、こういったものを含めて内部では重々今研究をしておりますけども、ただ、これ本庁の基幹系システムとも連動しなければ、ここだけで済むという話になりませんので、これを今3町で運用しておりますクラウドの中で、一体的にいわゆる整備をしながら加速をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） 分かりました。加速へ向けて前進してもらえればと思います。

最後になりますが、宇美町が大正9年に生まれたとき、ちょうどスペイン風邪が終結したんです。何を残したか、大正時代ですから大正デモクラシーといいますか大正ロマンといいますか、これをレガシーとして残した、遺産ですね。600年前、これはペスト、全世界でもはやりました。このペスト終結後に何を残したか御存じですか、ルネサンス、人間の復興、社会の復興。今回もコロナ、アフターコロナが必ず来ます。レガシー、遺産、何を宇美町は残すのでしょうか。デジタル化を残して、100年後にこの議場で、100年前のアフターコロナは、宇美町は、デジタル化、DX化、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるデジタル変革化に成功したと、100年後に言われるような宇美町を今ここで、原稿にはありませんけど、お話をいたしております。

では、ちょっと時間超過しましたので、この辺で質問の幕を閉じます。

○議長（古賀ひろ子君） 2番、平野議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより、13時まで休憩に入ります。

11時48分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号8番。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 丸山です。どうぞよろしく願いいたします。

1つ目の質問は、一度立ち止まり再検討が必要では、宇美町公共施設再配置計画と題し行いたいと思います。この12月議会の一般質問の大トリでございます。全集中の呼吸でやっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

前安川町長が進めてこられた、まちづくりは人づくりの理念に基づく生涯学習のまちづくりでは、町長部局に生涯学習課を設置するとともに、ハード面で町民の生涯学習環境を整備するとともに、ソフト面でも講座等を充実させ、町民に多くの学びの機会を提供してきました。その積み重ねが今の宇美町を支えていると強く感じているところでございます。特に100周年関連事業中には中止となった事業も多数ございますけれども、あるいは、そのほかにもここ数年多くのイベントで感じることは女性の活躍です。かすや6町キルト展やSDGsの趣旨を盛り込んで開催されました、アップサイクルファッションショー、アロハフェスティバルin宇美、ほかにも夜の図書館カフェや宇宙（そら）の図書館カフェ、また駅前広場でのうみカフェ、またそこにス

ステージ出演されていた方々、ハンドベルとかいろんなコーラスもありましたけれども、そういった方々から、私も議会広報の取材等を通して、たくさんお話を聞かせていただきました。その中で強く感じたことは、宇美町が多くの女性にとって、輝く町となり、今後さらに飛躍が期待される町になってきたなということです。ただし、ここ数年の取組状況や施設再配置計画の運営を通して、町の行く末を考えたときには、これまでの取組と成果がなし崩し的に崩壊してしまう。そんな気がしてなりません。新型コロナウイルスの影響がどこまで続くか分からない不安な状況下で、また前回の一般質問でも問いましたけれども、福岡都市圏の中でも、最も急激に高齢化が進む中で、町民の活力をどう維持していくのか。大きな課題となっています。

そこで、最初の質問なんですが、宇美町が主催している生涯学習課での事業、いろいろあると思います。指定管理者が行っている事業は答えなくて結構です。後で聞きますので。講座等の情報等についても回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） よろしくお願いいいたします。

生涯学習に関しましては、大変広い分野にまたがるものとなりますので、当課のみならず、様々な課で講座等を実施しているところでございます。

平成31年度の実績を申し上げますと、社会教育課が実施するいきいき講座や家庭教育講座、図書館ボランティア講座、健康福祉課の福祉サポーター養成講座など、主なものになりますが、様々な講座を実施しているところでございます。

また、職員出前講座事業も昨年度におきましては38回実施しているところでございます。

まちづくり課の直接的な事業といたしましては、ボランティアセンターを直営で運営し、ボランティア講座やボランティア体験プログラムなどの開催など、ボランティア支援を行っているところでございます。

また、第6次宇美町総合計画の生涯学習の向上の中でも、町民の学習活動の成果をまちづくり、地域づくりに生かす環境づくりを進めることとしており、共働事業提案制度や小学校区コミュニティをはじめとした地域コミュニティ活動支援に取り組んでいるところでございます。

イベントといたしましては、ふみの里まなびの森フェスタを11月に開催をしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） その中で今年実施できたものは、どれがあるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） それぞれの課で所管しております講座につきましては、申し訳ございませんが、こちらのほうで、まだ精査が終わっておりません。また、年度途中でもござい

ますので、現在延期して実施をするということも検討してあるというようなことも伺っているところですが、その中で代表的なものとしましてはふみの里まなびの森フェスタ、これについては中止といたしました。また、ボランティア講座につきましても中止という形を取っております。ボランティア体験プログラムについては、少数であります但し実施はできたというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ほとんどできてない中で私が把握しているのは、社会教育課が行った家庭教育講座ですか。これも参加が一桁台ということもありまして、今ほとんど実施できてないということが見てとれると思います。

さて、次に行きますが、働く婦人の家が行っている事業はどのようなものがあるでしょうか。併せて、働く婦人の家が持つ機能が持つですね、機能についても回答していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） し〜ず・うみが行っております主な事業について申し上げますが、サークル等への貸館事業、男女共同参画講演会の開催、各種講座の開催、自主サークル活動支援などございまして、全てで39事業実施を予定しておりました。実際には、ほとんどできなかったというのが実情でございます。

し〜ず・うみが持ちます機能、主な機能ということに関しましては、男女共同参画に関する事業等の働く婦人の家機能、これを維持しながらサークル活動や様々な講座等を開催し、生涯学習を推進するということになるかと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 39ですね。もしこの39の事業が行えなかったら、今後非常に宇美町にとって大きな打撃になるんじゃないかなと。積み重ねてきたものが、これなくしてしまったら崩壊してしまうといっても過言じゃない。そのぐらいいろいろやってあるんです。指定管理者、私、最初、指定管理者どうかなと思っていたんですけども、婦人の家のこの指定管理制度、これが本当によく機能している。本当にまれに見る全国に誇っていいぐらいの事業行ってある。しかも、利用者といろいろ情報交換もしながら運営してある。これがなくなったら、本当にどうなることかと私は思っている次第でございます。

次に、宇美町公共施設再配置計画によりますと、働く婦人の家は、あと2年と3か月後、指定管理者との契約が切れた時点で廃止する予定となっております。館の廃止スケジュール、簡単に結

構ですから、簡潔に説明してください。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 失礼いたします。宇美町公共施設再配置計画に関係しますので、管財課のほうから御回答させていただきます。

簡潔にということでありましたが、若干計画の背景も含め丁寧に回答させていただきたいと思っております。

議員御承知のとおり再配置計画につきましては、今後40年間を計画期間としまして、平成29年3月に策定しました。宇美町公共施設等総合管理計画に基づき、平成31年3月に、それぞれの施設について、その重要性や活用の頻度を検証しつつ、更新や改修の時期、それらに係る費用、その結果、生じる削減額などを示すものとして策定いたしております。計画の中でのし〜ず・うみ働く婦人の家につきましては、令和4年度をもって、内部機能の移転を行った後、施設自体は廃止し、民間への売却等を検討するというふうな計画としております。当施設は本年度で築32年を迎えまして、建築寿命におけます中間期という時期となります。いわゆる大規模改修はすぐに必要な時期を迎えているという施設です。外壁や屋上防水、そして空調機などのいわゆる設備機器、こうしたものが今後大きな改修費用が必要な状況、時期となっているわけがございます。施設の特徴といたしましては、御承知のとおりこの施設の2階には、いわゆる天井高さが5メートルに近いホール機能を有した大規模な居室がございます。このような大規模空間を維持保全していくためには、相当なる費用も必要になっていくということになります。

他方で、施設の運用面、運営面で申しますと、現在社会福祉協議会へ指定管理として委託しておりまして、年間の維持費いわゆる委託費はおおむねですが2,100万円ほど必要となっております。再配置計画では、子や孫などの次世代に大きな負担を残さないという、この大きなスローガンの下に、公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設の全体量を40年間で24%削減をするという目標を掲げております。町内の各箱物施設の客観的評価を行った上で、再編に向けての行程表、いわゆるロードマップを策定しています。その際に、将来的に廃止となる施設につきましては、その財産の価値、建物の財産の価値、それと維持管理・改修コスト、これらを比較しながら、最適な時期に廃止するなどの計画としたものとなります。その結果ではありますが、令和4年度をもって施設の廃止そして売却を行うタイミングとして予定しているところでもあります。

また施設の廃止後ですが、売却する際は土地建物を合わせまして、現状での売渡しを想定しておりまして、不動産鑑定を行い鑑定額以上となる適正価格での売却を見込んでいるところではあります。通常、不動産鑑定につきましては、資産価値が毎年変化しますので売却時期に行うものと通常はなりますが、実は既に一様の鑑定を行っておりまして、金額は申せませんが億単位での

処分となる見込みでございます。しかしながらでございます。計画策定には想定していなかった、この新型コロナウイルス感染症。これらの拡大によりまして、新しい生活様式、そして、それらに影響してきます、今後影響すると思われまして、税収の予測不能な状況、自治体を経営していく上でも、目まぐるしく変化しているところでもあります。それに加え、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、いまだ収束が見えてないということもございまして、今後状況を注視していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今、次の私が準備していた質問にも、ちょっと触れられたんですけども、申し上げられないと言われましたけど、これ非常に重要なポイントなんです。働く婦人の家の館及び土地の資産価値。改めて聞きますが、どうでしょう。民間に売却するとして、幾らぐらいで売却できそうなのか。もうちょっと詳しく言うことはできませんか。おたくの把握している情報の範囲内で結構ですが。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） 不動産鑑定を行った結果ではございますが、先ほど回答の中で申し上げておりました億単位という表現にとどめさせてもらっております。こちら当然ながら、内訳といたしましては、土地の価格、それと現在の建物の資産価値、価格、そういったものに分けて、カウントされております。あんまり深く金額まで申し上げますと今後の土地の取引に影響しかねないということで、金額をそのまま申し上げることはできませんが、現状としては、我々が思う以上に建物自体の資産価値があるというふうな判断になっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 建物そうですね、私、建物まだ32年しかたっていない建物がかんりの資産価値ある、これは当たり前のことですね。うまくここをきちんと改修、早いうちにねきちんと壁の塗り替えとか、いろんな手を加えていくとあと50年以上は優に持つ施設だろうと思っております。まだ館をしっかりと維持しながら、それを活用した業者に売り渡す。果たしてそういったことが可能かなと。どんな業者が、この建物、土地とともに買い取ってくれれば、そこをうまく活用できるか。私はなかなか想像がつかないですよ。あなたのお考えで結構ですから、どういう業者がもし買い取ってくれたら、うまく活用して町のためになっていくとお考えですか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久君） それらの質問等につきましては、事前にちょっと聞いているわけではございませんが、私の主観で申し上げますと、建物は、ああいう形状でございまして、1階と

2階大きく構成が違います。2階が特に先ほど申し上げましたとおりで、大きな空間があるということで、これがどういった業種が1番適切、想定できるのかというのは、なかなか、やはり想像はしにくいところでもあります。しかしながら、民間事業者のここがまさにノウハウでございまして、今ある館に対して、どういったものができるのかというものを当然ながら精査しながら、売却、取得をされる方は考えられるかもしれませんし、一方で、前面道路ある程度幅員がある土地でもございますので、いわゆるあの土地に魅力があるという形で、建物つきで取得されるという形も想定されます。その場合、場合によっては、取得された後に、建物自体は一部、例えば取り壊すとか、全部取り壊して違う形で使うとか、様々な形があろうかとは思いますが、現状としましては、まだ民間の取得希望調査とか、そういったものは一切行ってない段階ですから、もう本当主観の話で御説明お話しした次第でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それをしっかりと今後検証していく必要があるんじゃないかなと、こう思っている次第ですが、働く婦人の家で活動されている各種団体やサークルについては、移転先のあっせん等を行われたようですが、これまでに何団体が活動の移転に同意されたのか。また移転せずに、ここ大事なところなんですけど、活動をやめると、もう移転してまでできないよと言われたような団体もあると聞き及んでいるんですが、実態はどうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 今年の2月に移転後の活動場所ですね、こちらの案というものを作成いたしましたして、3月から公共施設内の見学を開始しているところです。しかしながら、コロナウイルス感染症、コロナウイルスの感染拡大により、サークル活動が実施されない状況が続いておりましたので、10月までは、3月以降10月までは、そういった見学をしておりません。現在はサークル活動が再開されてきておりますので、見学を再開しているところでございます。11月現在で、実際の見学サークル数は5サークルでございます。現在は、幾つかの団体からも見学の問い合わせが来ておりますので、今後日程等を調整しながら、移転候補地、移転候補の場所を御案内するということになってまいります。

各サークルからの同意ということに関しましては、し〜ず・うみからは、再配置計画の趣旨を御理解いただき、一定の理解をいただいているという報告を受けております。

見学の際にはまちづくり課職員も同行し、見学を行った団体からは、場所の話ができて安心しましたなどといったお声をいただいているところでございます。

また、移転せずにやめると言われている団体に関しましては、コロナをきっかけにということ为主でございまして、その中でもう1つ多いのが、講師の先生の高齢化ということで、いつやめようかというところのきっかけになりましたというようなお話は伺っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私の質問に正確に教えてください。何団体が同意されたのか、移転せずにやめると言われている団体が幾つなのかと。ここ、聞いたんですよ。正確に回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 失礼しました。御案内した5団体につきましては、一様の御理解をいただいているところでございます。

また、移転せずにやめると言われた団体につきましては、現在3団体ということで伺っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この3団体がやめる。この時点で、いろいろ生涯学習の衰退というの、私、始まっているんじゃないかなというふうに理解しますし、まだ、これ同意されたの5団体しかない、しかない、私は言わせていただきたいと思えますけれども、次にですね、これ1番大事なところ。働く婦人の家が持っている機能を今後どう維持していくのか、39の事業、すごいですね、39ですよ。これらの事業に加えて、男女共同参画の推進に関わる機能、また、そこで働いておられる方々の職員の処遇、これをどうやっていこうと思っているのか。今まで、この部分に関しては、一切議論のテーブルに乗ってないと私は理解しているんですが、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） し〜ず・うみの機能に関しましては、これまでのし〜ず・うみのノウハウを生かせるような形で、社会福祉協議会の委託等を視野に入れながら、移転後も維持していかなければならないというふうに考えております。

そのスタッフの方々職員の方々につきましても、私たちも大変、言葉はちょっとあれですけど高い評価をしております、まさにその方たちのおかげで今の活性が成し遂げられているのではないかというふうに思っているところでございまして、ぜひ、そのスタッフの方々にも引き続きという考えではございますが、ただ、この職員の方々に関しましては、社会福祉協議会の任用となっておりますので、はっきりしたことを申し上げることはできません。こちらからお願いをするというところまでしかできないということでございます。ぜひ、それが実現するように、まちづくり課としても働きかけていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） いいことを聞きましたね。ぜひ、今の事業39の事業、本当に私、すばら



しいことをやってあると評価しています。ただ、これが移転場所も全く決まってないですよと、どこでどのようにやろうかと、そういった議論がなされてない。これ大きな問題じゃないかなというふうに思っています。あえて今までやってないのかなと、こんな大事なことをなぜテーブルに乗せようとしらないのか、甚だ疑問に思いました。今回こういうふうに聞きましたけれども、これに関しては、今聞きましたね、ぜひ継続の形を取りながらやっていきたいという話はお聞きしました。ぜひ、それを実現してほしいなと思います。ほかにはないですよ。これだけすばらしい活動をやっているところ。全国に発信していい、誇っていい、この取り組み、指定管理者との協働がうまくやっている。これ、ぜひ肝に銘じていただいてやっていただきたいなというふうに思っていますが。

さて、私、ボランティアセンターの開設にも、実は以前取り組んだことありまして、あちら、こちらのボランティアセンターに視察に行きまして、職員の方々に話を聞いた上で宇美町で開設するなら働く婦人の家しかないというふうに考えていました。図書室の後にファミリーサポートセンターと一緒に開設してはどうでしょうかというような提案もしたことがございました。当時は中国帰国者定着促進センターの後に、トンボの館構想というのありましたね。実際、そこにならなくてよかったなと本当に感じているところですが、その後、ハピネスですね、ボランティアセンターが開設され、今の働く婦人の家に移転し本当によかったと、これで宇美町の共働のまちづくり、あるいは共助の取組というのがしっかり普及してくるなと大変喜んでおりました。実際にボランティアの担い手としても期待される女性の活動拠点である働く婦人の家の移転とそして定着、これで宇美町のボランティア活動大きく飛躍してきたと感じているところでございます。

そこでお尋ねします。ボランティアセンターの移転先及び今後の運営方針、どのように考えていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） ふみらぼの移転、その設置場所につきましては、地域交流センターそれから住民福祉センター内で検討をしているところでございます。

このような生涯学習に関する施設に移転することにより、これまでし〜ず・うみに来られていない幅広い多くの世代の方々がボランティアセンターを目にする機会が増え、より充実した活動が可能になるのではないかと考えているところでございます。

移転場所につきましては、より住民の方が入りやすい環境を整備できるよう、現在関係課とも協議を進めているところでございますが、ベースとしては当課の考えとしましては1階という部分で、何とか、ボランティアセンターを開設できないかというふうな希望を持っているところでございます。

今後の運営方針につきましてはですが、まだ検討段階ということにはなりますけれども、これま

での生涯学習のノウハウとボランティア団体をつなぎ、新たな形を模索しているところでございます。社会福祉協議会への委託も視野に入れながら、直営、委託の両方を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ボランティアセンターというのは、本当に場所決め手なんです。本当に大事なんですよね。寄りつきやすさ、こういったこともしっかり考えてないといけない。交流センターの1階のあそこのロビーに移すんですか、あるいは住民センターの1階ですか。今、社会教育課がいる事務所にですか。もうちょっと具体的に何か考えあるんですか。ただし、これについてはまだ議論のテーブルに一切乗ってないんで、これから議論していく必要があると思うんですけど、もうちょっと具体的に言ってもらえませんか。どこをどういうふうにやるのかということ。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） まだ、あくまでもまちづくり課の提案といいますか、まちづくり課の希望というレベルでございまして、内部でも何ら決定というところまでは至っておりません。関係課との協議も社会教育課との協議というところまでしか至っておりません。現在そのメリット・デメリットを両課において精査、検証をしているところでございます。

まちづくり課から希望しておりますのは、図書館につきましては、1階の飲食スペースは広さ的に十分あるということで確認をしております。事務机等を並べてというのが一般的なイメージですけれども、カウンターがあってもいいのではないかなというようなのがまちづくり課のまず1案でございます。

それから住民福祉センターにつきましては、議員がおっしゃられるように現在のスペースとして考えられるのは、社会教育課の執務スペースそれから貸館の受付のスペースというところになってこようかと思いますが、それ以外にも例えば奥のほうの調理室とか、これがいいとは思いませんけれども、今現在はそういったところで、できるのか、できないかというのを社会教育課のほうに相談をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、そういった考え方をテーブルに乗せてくださいよ。私たちもいろいろ検討に加わりたいと思っているんで、ぜひ、よろしく願います。あそこの飲食スペースというのは初めて感じましたけれど、非常に狭い中で寄りつきも非常に悪いなというふうには感じておりますが、ぜひ、テーブルの上に乗せていただいて、いろいろ検討が必要だと思いますんで、ぜひ、そこをやってください。

ちょっと、また話変わりますけれども、うみハピネスの子育て支援センターの機能強化に伴いまして、厚生文教委員会ですね、トレーニングルームの存続について議論が行われてきました。町執行部はトレーニングルームも廃止したかったみたいなんですけれども、ここへきて方針転換がなされました。そこでお尋ねしますが、トレーニングルームはどこに移転しようと考えてあるんですか。現在では確定は難しいと思っています。もちろん、そうなんです、移転先の候補ぐらいは考えてあるんじゃないかなと思ひまして、ぜひ、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 厚生文教常任委員会の中で、委員の皆様の総意としては、移転、縮小してもトレーニング事業を存続すべきではないか、いきなり廃止するのは唐突過ぎるということでした。そのことを受け執行部で検討した結果、当面存続する方向であるとの御報告をしております。今後、どこでどのように運営するのかということと協議しているところでございますが、このことにつきましては、11月20日の委員会の最後に委員長のほうから指示がありましたとおり、来年2月の委員会で報告をさせていただく予定でございますので、ということでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そうなんです。まだ何も決まってないんですね。これ大事なんです。まだ何も決まってないんです。これから議論のテーブルに乗ってくる。こういうふうに私も理解しております。あと気になるのがうみハピネス、この子育て支援センター化に伴う改修計画これは施設再配置計画の後ですよ、上がってきたのが。機構改革が終わって、その後子育て支援課をあと学校教育課をハピネスに持って行って、センター化しようということで始まった事業だと思ひますが、このスケジュールどのようになっていますか。回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 失礼します。うみハピネスこども療育——こども教育総合支援センターの拠点化に向けた改修計画のスケジュールについて御回答させていただきます。

本年の1月の行政組織機構の再編に伴いまして、旧健康づくり課の母子部門と旧子育て支援課が1つの課となり、こどもみらい課が発足し、また、学校教育課が本庁舎よりハピネスへ移転をしております。これにより、妊娠期から義務教育までの機能をうみハピネスへ集約をしたところでございます。現在、うみハピネスには、こどもみらい課、学校教育課、子育て支援センターゆうゆうとファミリーサポートセンターの施設を集約をしております。

先ほど健康福祉課よりトレーニングルームの回答がございましたが、ハピネスを管理しております、こどもみらい課としましては、今後のトレーニングルームの動向を確認しながら、並行してハピネス改修に向けた基本設計業務に着手をしたいと考えているところでございます。現段階

としましては、施設が点在化しております、こども療育センターすくすくと適応指導教室、くすのき教室、また教育相談室などをハピネス内に集約したいと考えております。

また、現在ハピネスを使用しております乳幼児健診それと成人健診、災害時の福祉避難所につきましては、拠点化後もその機能を有する施設となるよう計画をしたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まさに、これからその議論が始まるというところで理解したいと思います。

次に、施設再配置計画で働く婦人の家の廃止問題とともに大きな課題として横たわっているのが、宇美南中学校の廃止問題です。同時期に老人福祉センターの廃止と機能移転が重要な課題として上がってきています。再配置計画を語るに当たって、ここに触れないわけにはいかないんですが南中学校の廃止につきまして、現在の進捗状況について回答を求めます。再配置計画どおり進めるとすれば、いつまでに何をやらなきゃいけないのかスケジュールを含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） それでは、学校教育課から回答をさせていただきます。

本年の9月の定例議会におきまして、飛賀議員からの一般質問に際しまして少子化に対応した学校づくりなどにつきまして、多岐にわたって教育長と私で答弁をさせていただきました。内容が重複する部分もあるかと思いますが、改めて答弁をさせていただきたいと思います。

御質問の中では、何をいつまでにというお話ではございましたけれども、まず教育委員会といたしましては、この学校施設に関しては、安易に統廃合を進めていこうとは考えておりません。学校の公共性、地域性を正当に評価した上で検討する必要があるというように考えております。特に今後は、統廃合の対象となっております学校だけではなく宇美町全校区におきまして、教育的効果と学校規模の相関を検証しながら、保護者、地域住民、行政等が宇美町のこれからの教育を考える協議を進めていかなければならないというように考えているところです。既に本年度は、毎月開催しております定例の教育委員会におきまして協議を始めておりますし、5月29日に開催いたしました宇美町教育総合会議におきましては、一般の傍聴もある中で町長と教育委員が今後の宇美町の教育の方向性について意見交換を行いました。その中で、地域におけるこれからの学校のあり方について協議をさせていただいたところです。次年度には、教育委員会の諮問機関を設置し、検討を進める計画であり、これからしっかりと議論してまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 本当にこの廃校問題については慎重に慎重を期するぐらい、もう議論に議論を重ねてみんなが納得する地域の方々も納得する、そういった取組が必要になってくると。ま

た、原田小学校も南中学校も小規模化というのが進んでおりますけれども、今は小規模化こそ、小規模学校こそ、すばらしい学校としての取組が行えると、そういったことも言われております。ぜひ、ここは慎重に議論を進めた上で、できたら、この再配置計画にのっとらないぐらいのことを進めていただけたらなと期待しているわけなんです。さて併せて、同じ時期に廃止のスケジュールが出ております、老人福祉センター。ここのスケジュール、廃止スケジュール及び方針というのは、どういうふうになっていますか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） まず老人福祉センターを所管する健康福祉課より、運営していく上で当施設を取り巻く現状について御説明いたします。

近年では、価値観の多様化等で様々な趣味、交流の場、仕事をお持ちの高齢者は多く、活動の範囲は一昔前の高齢者の状況とは異なっております。そのため、現行の拠点化した老人福祉センターという形式ではなく、もっと身近な通いの場として、健康づくり、仲間づくり、世代間交流等の事業を展開し、より多くの高齢者の方に利用しやすく、そして健康寿命の延伸につながるような展開を図っていくことが望まれるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） すみません。老人福祉センターの今度スケジュール関係でございまして。計画に関係しますので、当課のほうで説明させていただきます。

再配置計画におきます老人福祉センターの機能移転後の現施設に関するスケジュール・方針についてでございますが、施設は本年度築42年が経過する建物でございます。中間期を迎え、改修が喫緊にすぐに必要な時期となっているところでございます。計画では、老人福祉センターの浴場以外の機能を各小学校の空き教室などに活用して分散化する計画としております。しかし、現状では、宇美小学校、そして桜原小学校、こういった学校におきましては、現在も空き教室がほぼないというような状況でございます。一方で、老人福祉センターの機能移転時期としては、令和9年、令和9年度を予定しておりまして、今から7年後となる時期となります。空き教室に関しましては、住民基本台帳の自治区域別年齢人口を基に算出しました将来の児童生徒推計を基に推計しましたら、両校におきましても推計値では約13%減少すると、これはあくまで推計値ですね。しかし、あくまで将来推計となっていることでもありますので、この推計とは別に、定期的に生徒児童数の推移に関して、注目、注視していく必要があると考えているところでもあります。また、空き教室については、各学校単位で発生する教室に大きな差も出るというふうに考えておりますので、例えば、一斉に機能移転するのではなく、必要空き教室に見合う時期に、その学校ごとに分散化していくとか、そういった手法も今後柔軟な対応が必要になってくるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私は、この老人センターの機能を5つの小学校に移していく。これは本当にいい話だなと賛同しております。核家族化が進む中で、子どもたちが高齢者と触れ合う機会を多くつくることは大切ですし、小学校という居住地から非常に近い距離で高齢者の活動拠点整備する。本当に素晴らしいことだなと思っています。しかし、現状では、先ほど言われましたけれども、宇美小、桜原小では、空き教室が1つもない。特別学級を普通教室にしているぐらいですからね。大変な状況が続いていると思っています。

あと、要因の一つに、特別支援学級が増えているということも上げられます。また、今後、この特別支援学級については、増加していくという試算も出ているかと思います。粕屋町では、1つの学校で14クラスあるということも聞いております。しばらくは、宇美小、桜原小含めて学校に空き教室が出ることは、ほぼ考えにくいと。さっきも言いましたけれども、宇美中学校につきましては、小規模校の利点を生かした小中一貫校とか、そういったことも視野に入れて、いろんな検討を重ねていく必要があるというふうに思っています。これは本当に大変重たい課題であると私は認識しております。

さて、新型コロナウイルスの影響で、世の中大きく変わってきています。一極集中で開催していた催しも、個別分散あるいはリモートを活用しての開催等、いろんなやり方が浮上してまいりました。うみハピネスを中心に実施していた健康診断、あるいは健康づくり関連の教室も各地域に分散しての開催、こういった方向にかじを切っているわけなんですけど、私は、施設再配置計画の趣旨やその重要性についても、一応、理解そして尊重しているわけなんですけど、しかし、この施設再配置計画が発表されてから今日までに宇美町は大きく変わっております。このまま、施設再配置計画を強引に進めていく、これはあまりにもリスクが大きいんじゃないかなと懸念をしています。そのリスクというのを私なりに少々整理してみますと、最初に言いましたように、まちづくりは人づくりの理念が薄らいできまして、今年度実施された町主催の生涯学習関係の講座です。これ、働く婦人の家で行われたものを除くと、社会教育課が行った家庭教育講座のみじゃないかなというふうに思っていますが、ほかにも幾つかのやったとはさっき聞きましたけど、そういったこと。また、男女共同参画の推進が世界中で叫ばれている中で、働く婦人の家の機能移転、これが全く議論のテーブルに乗っていない。ほとんど検証されていないと、私、言っていないんじゃないかなと思います。せっかく働く婦人の家で定着したボランティアセンター、ここの移転に関しても議論のテーブルにも乗っていません。腹案はお持ちでしょうけど、問題点はたくさんあるんじゃないかなと思っています。また、うみハピネスの子育て支援センター化に伴って、トレーニングルームの移転先、あるいは、健康診断の場所の確保など機能移転に関する事、これは、これからの話なんですね。また宇美南中学校の廃止問題に絡む学校の再編、これは本当にこ

れから、何も決まってない中で議論していかなくちゃいけない。併せて、老人センターの廃止に絡む機能移転に関する事なんか、本当にこれから進んでいくことになる。これらの課題、まだ、今、ちょっと整理しただけなんで、まだまだ、たくさんの課題、問題点があると思っている中で、これらの問題、課題が複雑に絡み合っています。その解決には、かなり時間をかけて取り組まなければならない。これは議論に議論を重ねた上で決定していかなくてはならない。大変重要な課題だと私は思っています。この宇美町公共施設再配置計画というのは、本当に気がめいってしまうような暗い計画なんです。また大変長いスパン、40年という長いスパンで実行していく計画でもあります。これ短いスパン、例えば2年ごとぐらいにしっかり立ち止まって検証を重ねた上で再構築していく作業、これを繰り返していくことが非常に大事になってくると思っています。働く婦人の家、これ築32年しかたっていない施設ですが、これをスケジュールどおりに、最初決定しましたからと、この予定どおりやります、やっちゃって、本当にいいんでしょうかと。また、民間への売却が例えうまくいって、今ある施設を再利用して、有効して活用してもらえばまだいいですよ。私には、どのような事業主さんが買い取れば、現有施設を有効活用してくれるのか想像がつかないんですね。また現地の用途地域、準工業地帯になっているんです。準工業地帯というのは、皆さん御存じのとおり、制限がかなり緩いんですね。遊技場、風俗店も建てることできるんです。最初は転売制限もかけるかもしれませんが、かけられるかもしれませんが、未来永劫に制限かけ続ける。これはなかなか難しいですよ。迷惑施設が来て、周りの住環境悪化することも十分に考えられます。これまでも、町有地の売却に絡んで、町が苦い思いをしたという経験、これあると思いますけど、そういうふうになりかねないです。私は、施設再配置計画のターニングポイントは令和9年だと思っています——9年度ですね。南中学校の廃止の問題、福祉センターの廃止の問題、老人福祉センターの廃止の問題、一定のめどが立つまでの間、それまでに、先ほど申しましたような様々な課題を解決し、町民皆さんが納得できる計画を推進していくためにも、ここは一旦立ち止まり、検証することを提案したいと思います。強引に計画を進めて、数年後に働く婦人の家を廃止せんとけばよかったと悔やんでも後の祭りなんです。鬼滅の刃に出てくる嘴平伊之助、知っていますか。最初は猪突猛進なんです。猪突猛進って突っ込むだけだったんですね。それが後に大きく成長しています。大変柔軟で臨機応変な戦い方をするんです。そうやって成長しているんですね。ぜひ、働く婦人の家を含めて宇美町の公共施設が後の祭り、こういうふうにならないということを願っているわけなんですけど、そこで町長にお尋ねしたいと思います。施設再配置計画、一旦立ち止まり検証してみたいかと思いますが、もともとそういう計画なんです。ぜひ、回答をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） まず、ちょっとですね、今、議員のほうから、るる、いろんな分野での公

共施設に関する、あるいは再配置計画に関する問題点、疑問点等、今御指摘がありました。一応、議会のほうにも、これまで御説明させていただいたと思いますけども、改めてということになると思いますけども、まず議員のほうから、今、御指摘をいただいております再配置計画、これについて、経緯、趣旨等を含めまして、ちょっと、それと私の気持ち等も織り交ぜながら、ちょっと丁寧に説明をさせていただきたいと思います。

この再配置計画でございますけれども、この再配置計画の策定に当町が策定をした時期が、ちょうど時同じくして役場庁舎の建て替えに向けまして基本構想の策定作業を実は終了をいたしておりました。そして、その次のさらなるステップとして、基本計画また実施計画の策定、そして設計、建設へと事業を進める。まさに施策推進の途上にあつたわけでございます。しかしながら、国からの指示を受けまして、この事業を一旦立ち止まる中でまず指示がありました総合管理計画、そして間髪を入れずに個別の施設の維持管理の方向性を定めるこの再配置計画を策定したところでございます。

この策定作業に着手をする中で、当町の公共施設、ここではいわゆる箱物系の施設になりますが、この数の多さ、しかも建設後の年数が非常に長い老朽化した施設があまりにも多い。これは建設時期が、これは宇美町のみならずどこの自治体も同じような傾向にあると思いますけども、同じく本当に昔は、やっぱり施設は欲しい建てるというバブルもありましたし、そういうことで競って新築をしたそういった時代もございました。軒並みそういった施設が時を経て、施設は消耗品でありますので、時30年40年を経て、一定の維持管理上のメンテナンスを考えなければいけない。こういうサイクルに今まきに入っているんだらうと、このように思います。こういった状況が浮き彫りになった次第でございます。

そこで、船出をしていた庁舎建設を断念いたしまして、膨大な財政出動を余儀なくされるこの公共施設の維持管理の問題に、この計画策定を軸足として重点的にこれまで取り組んできたということでございます。その中で、特に再配置計画につきましては、何度も精査を重ね議会のほうにも幾度となく計画の考え方や内容等について説明、報告をさせていただきました。改めてになりますけども、本計画は、将来にわたって住民の方々に安全に安心して御利用いただく公共施設を少しでも多く提供できるようにするために、各施設の設置目的や維持管理等に関する費用、運営方法、耐用年数等々、様々な切り口をクロスして検討し策定をしたものでございます。

現在、コロナの問題だけでなく、様々な面で社会情勢や町の状況も大きく変化をしております。特に、現下のコロナの問題だけでなく、今後どのような変化等が我が町に起こるか、全く予測もできません。現実の問題として、既にソフト面やハード面におきまして、これまでなかったような新たな対応をせざるを得ないような事態が数多く発生しているのが現状であります。こうした中であつて、今の町政を預かる者といたしまして、現在はもちろん将来を見据えたまちづく



りを考えていく責任がございます。このような状況に鑑み、公共施設の維持管理については、今後とも、極力、町民の皆様様の活動や交流が停止したりするような事態にならないように、類似施設の精査や活用方法の構築であったり、建て替えや大型改修また複合化あるいは統合廃止など適切に行い、当町の体力といたしましうか背丈に合った維持管理をしていかなければ、この公共施設のほかにも多額の財政出動を伴う大きな課題が当町には山積をしている、こういった現状の中で、今後は町全体が立ち行きならないのではないかと、こういうことを本当に心配をいたしております。

このようなことから、本計画策定の趣旨そして計画自体に貫かれている理念は、後世に負担を残さない、この1点でございます。この計画は40年という長い計画期間の設定になっていますが、その背景には10年、20年といったスパンではこの難局を克服することが困難である、こういった判断がございます。また、本計画では、40年の中で様々な状況変化があった場合には、その都度見直すなど、柔軟な対応が求められることをきちんと位置づけをいたしております。そして、今後の見直し等につきましては、その時々政権や議会等で検討されるものと思いますが、この公共施設の維持管理問題が財政も含め、今後の町のありように大きな影響を及ぼすことが明白な現段階におきまして、一定の方針等を後世に示すことは、現政権そして行政の大事な責務であると、このように認識をしており、コロナの先行きが不透明であります、今の段階では政策面や財政状況等を総合的に勘案いたしまして計画どおりに進めたいと、このように思っております。

こうした中、今回し〜ず・うみの見直しが提案をされました。長くなって恐縮ですが、このし〜ず・うみの個別計画については、私も議員と同様の思いもでございます。そして、その思いの中核にあるのは、当該施設を御利用いただき様々な活動や学習を通して大いに町を盛り上げていただいていること、加えて熱い情熱を持ってこのような体制を築いていただいている現任の吉村館長はじめ歴代館長そして職員の方々に対する感謝の気持ちでございます。ぜひとも、このような姿は維持しなければいけないと思っておりますが、一方で、それが当該施設でしか実現できないかということ、私はそうではないのではないかと、このように思っております。町内には類似する目的で立地しております中央公民館をはじめ、工夫をすれば同様の活動が可能な施設も複数ございます。そこで利用者の方々をはじめ町民の皆様には、先般の再配置計画策定の趣旨とその必要性を御理解いただき、ぜひとも、これまでのし〜ず・うみでの活動実績を基に、こういった類似施設を活用いただく中で、さらなる活動の充実ひいては利用者間の交流を広げていただくなど、新たな生涯学習活動の光をともしただければと大いに期待をしている次第でございます。

今回は、丸山議員の一般質問の答弁という形になりましたが、利用者の方々に御理解いただくことができますよう、今後とも、し〜ず・うみでの活動を継承するための施設の紹介や利用者の

方々に対する説明や相談などに努めてまいりますとともに、議会のほうには、その進捗等につきまして丁寧に御報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私ですね、このコロナのことも非常に気になるんです。今年7月以降、日本全体で女性の自殺者が80%増加しているんです。本県においても20歳以下の自殺が33%増加しているんです。私、この1点だけでも働く婦人の家の機能をさらに強化して、そこで女性に対して支援をしっかりとしていく、これができるんじゃないかなと思っています。コロナってすごいんですよ、ここでいろんなことを考えないともう手遅れになってしまう、後手後手になってしまう。そして、今、非常に社会のひずみというのが発生しています。そのひずみ、これが社会的弱者に向けて突き刺さっているんです、ここに何とか手を伸ばす。今、婦人の家があるじゃないですか、そこでいろんな講座を行って女性の資格取得こういったことにもどんどんしっかり今までやってきたんです。ほかのところでもできるからじゃないんです。先ほども言われましたよね、この計画には柔軟な対応を行っていく、まさにその柔軟な対応を検討する時期が今じゃないかなというふうに思っています。言うこと矛盾しているんですよ。柔軟な対応を行う、なのに、このまま突き進む。私は、これはちょっともう1回一旦立ち止まって、しっかり議論する。そして、私が問題提起したことを議論のテーブルにしっかりと乗せていただく。ちょっと言わせてもらいますけど、まちづくり課が半年以上委員会に出なかった、これは意図的にやったとしか思えないですよ。そこで議論したくない、こういった課題を先送り先送りにして、時期が来たから婦人の家廃止します、そういうふうに勘ぐられてもおかしくないですよ。だから議論しましょうと、しっかりテーブルの上に乗せましょうよと、私は提案しております。ぜひ、そこをやってほしいなというふうに思います。あと4分しかないんですけど、次の質問に移りたいと思っておりますけれども、食育計画です。

平成28年3月に宇美町の食育地産地消計画が策定されました。そういった中で、今年が見直しの年になっております。農林振興課——環境農林課か、着手してあると思っておりますけれども、ぜひ、ここをしっかりと計画つくっていただきたいと思いますと思っておりますが、それで私の趣旨としましては、今、総合戦略、5月にたしか配られるだけ配られたと思います。中身一切議論はなかったんですけども、この総合戦略にしっかりと食育地産地消の計画を盛り込み、宇美町の人口増につなげてはというふうに考えているわけなんですけど、ぜひ、宇美町が真に子どもを産み育てる町として、内外にPRできる町になるようにやっていくことが大切だと思っています。

最初の質問ですけれども、現時点で食育地産地消計画の総括、そして、新たな計画化に向けての構想というのはございますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼いたします。平成28年3月に策定されております、この宇美町食育地産地消推進計画、これが令和2年度、今年度で計画期間であります最終年5年目を迎えておることから、現在5年間の振り返りを行い、そして第2次計画の策定に取り組んでいるところでございます。

この現計画の中では、5つの重点項目を柱といたしまして、それぞれ基本方針と重点施策に従って決定した具体的な取組に対しまして、指標値、これを定めまして進めてまいっておったところでございます。全体で25の具体的な施策、これを実施してきましたところ、目標値を達成したものと目標値は達成できなかったものの改善が見られたもの、これが全体の76%を占めます19施策でございまして、それから、食育地産地消推進会議で、委員の皆様の意見や助言を賜りながら、計画期間中に改善の検討や取組内容の見直し等を実施いたしましたが、目標達成や改善に至らなかったもの、これが残りの全体の24%、6の施策となっております。

これらを踏まえまして、第2次食育地産地消推進計画では、5つの重点項目のこの柱のうち、継続的に推進していく必要があるものにつきましては、重点項目を変えずに具体的な施策を見直ししております。また、国や県の計画を視野に入れつつ宇美町の持つ問題解決のため、重点項目の一部変更も検討しております。

具体的に申し上げますと、現在の重点項目、先ほど言いましたように5つ設定しておりますけれども、1つ目が家庭や地域における食育の推進、2つ目が学校・保育園等における食育の推進、3つ目が地産地消の推進、4つ目が生産者と消費者の交流促進、5つ目が町民運動の展開ということでした。

このうち、1から4までにつきましては、重点項目自体は変えずに施策を現在に合わせて見直しを行っております。5つ目の町民運動への展開につきましては、新たに健康寿命の延伸を目指すライフステージに応じた食育の推進ということで、重点項目自体を変更しております。この内容につきましては、ライフステージを妊娠期、乳幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期の6つの期に区分いたしまして、生涯にわたるライフステージに応じた間断のない食育推進事業を展開していくというものでございます。

この内容について、現在新しく施策等を今盛り込んで、第2次計画の策定に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 76%の事業で改善が見られた。これは素晴らしいことじゃないかなというふうに思っています。あとは平成28年度ですか、取り組まれたスーパー食育スクール、これは宇美町の未来を切り開く、画期的な取組であったと私は評価しておるんですけども、学校教

育課が取り組まれたスーパー食育スクールの総括とその後の取組状況どうなっているでしょうか。新たな事業展開なども含めて回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） それでは、スーパー食育スクール事業についてのお尋ねでございますので、学校教育課から回答させていただきます。

近年偏った栄養摂取など子どもたちの食生活の乱れや肥満、痩身傾向などが見られ、子どもたちは、食に関する正しい知識と望ましい食生活を食習慣を身につけることができるように、学校においては、食育を推進することが喫緊の課題となっております。そのような中で、宇美町におきましては、文部科学省の指定を受けまして、平成28年度にスーパー食育スクール事業そして翌29年度につながる食育推進事業を福岡県から受託し、宇美小学校を実践校として取り組みをさせていただいたところです。「食生活習慣を改善し、進んで健康な体づくりに取り組む子どもの育成～やるぞ！できた！続けよう！繋がりを大切に！夢ビジョンUmi宇美食育プログラム～」を取組のテーマとして定め、学校、家庭、地域及び関係機関や行政と連携した食育プログラムの開発実践を通して、健康の保持増進の要は食育であることを検証すること、また成長曲線による発達評価と血液検査、体温測定の結果等から、子どもの健康課題を明確にした上で、児童の生活習慣及び健康状態の改善を図ること、この2点を目標として事業を進めてまいりました。この事業を通しての成果としては、児童の食に対する意識を高めることができたこと、また児童が進んで健康な体づくりに取り組むことへの意識づけができたこと、そして児童に食べることと健康との関連を認識させることができたことなどが挙げられます。一方で、課題としては、児童の食に対する意識は高まったものの、行動化、習慣化する必要があること、また、より多くの保護者が食に関して自分自身や子どもの切実な問題として考える機会をつくる必要があることなどが考えられました。

そのような検証をした後に、現在、この宇美小学校だけではなく町内の小中学校におきまして、給食の時間はもとより特別活動や体育科などにおきまして、生活習慣の改善に向けた食に関する指導を行ったり、食と健康をテーマとした保護者を対象とした講演会あるいは家庭への啓発等も行っております。また、家庭、地域、関係機関と連携・協働した体験的な食に関する指導、保護者や地域のボランティアで組織する給食応援団の取組、親子料理教室や子ども料理名人、宇美商業高校と連携した中学生料理教室などにも取り組んでおります。今年は残念ながらコロナウイルス感染症拡大防止のために、うみっ子健診や宇美町学校給食フェアなどの事業が実施できませんでしたけれども、今後も、このような事業を継続して取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） すばらしい取組、ぜひ、今後も続けていただいて、宇美町の子どもたちの

ために頑張っていたいただければなというふうに思っております。

3つ目の質問なんですけれども、宇美町の無農薬、有機農法への取組状況、これはどのようになっていますでしょうか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。ただいま御質問にありました有機農法についてですが、福岡県では、まず平成14年12月に福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証制度、これを発足させておきまして、平成18年6月には福岡県農業・農村振興基本計画において、平成22年度までに通常の使用料の半分以下の農薬または同半分以下の化学肥料によって栽培された面積を1万ヘクタールにするという設定をいたしまして、環境保全型農業の推進に取り組んでおるところでございます。これらの取組に合わせまして、地元のJA粕屋では、水稻の減農薬・減化学肥料栽培の認証を受けまして、徹底した品質管理の下、安全で安心できるワンランク上のこだわり米「かすやそだち米」の生産を展開しております。この減農薬・減化学肥料栽培については、現在、宇美町では3名の農家が約2.8ヘクタールの水稻栽培に取り組まれておるところでございます。そのほかにも有機農法で野菜等を作られている農家もかなりあると思っておりますけれども、それらにつきましては個々の栽培ということで、当課のほうでは申し訳ありませんけど数字は把握できてないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、こういった歩みを進めていただけたらなと期待しているわけなんです。続いて、宇美町で作られました農作物の学校給食への供給状況についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 現在町内の小学校の給食におきましては、タマネギ、ジャガイモ、サツマイモといった野菜の一部をさんさん21のほうにお願いいたしまして、納品をしていただいております。ただし、その時々収穫される野菜の納品をお願いしておりますので、学校給食全体を賄うことは難しいというような状況になっています。

各学校年間185回程度、この給食を実施しておりますけれども、さんさん21の野菜を使用した回数は年間でいきますと10回から15回程度というふうになっています。そのほか、さんさん21以外の野菜等につきましては、給食物資選定委員会で選定された業者、あるいは、また学校給食からの納品となっています。今後も、このさんさん21のできる野菜を学校教育の給食の中で、できる限り使っていきたいというふうには思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 続いての質問、これは提案になるんですけれども、子どもたちの健康を守

るために、学校給食に有機無農薬で作った作物を提供しようとする取組。これ全国で広がりを見せているわけなんです、宇美町でも食育地産地消推進計画、これの見直しを機に宇美町で取り入れてはいかがでしょうか。もちろん、町立学校の全てにおいてこれを実施できるとは難しく一気に進めることも難しいと思いますけれども、最初は少数からスタートしても構いません。町内の幾つかの農家と契約するところから始めてもいいと思っています。ぜひ、検討していただければと思いますが、大切なことは、その一歩を踏み出せるかどうかだと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 先に、有機無農薬で作った作物を学校給食にという御質問でございましたので、学校教育課から回答させていただきます。

全国の自治体でも、そういった動きが出てきているということは認識をしているところでございます。子どもの食物アレルギーなどの症状の急増傾向に歯止めをかけ、かつ地域再生の起爆剤にもなり得るということで、大きな期待を寄せられているところもございませぬ。また保護者にとっても非常に関心も高いところではなかろうかなと思っていますところではございませぬ。しかしながら、この有機無農薬で作った野菜は、一から丁寧に洗って泥を落とすなどの労力がかかり、その後の設備の洗浄等にも非常に多くの時間を取られるといったことがございませぬ。そして、限られた給食費の中で、どれだけ調達ができるのかといった課題等もございませぬので、こういったのは、しっかり検証していく必要があるのではないかなと思っていますところではございませぬ。特に、この学校給食の物資に求められるのは、安全性と安定供給というのが言えるかと思ひます。そのために物資のほとんどを学校給食会から購入してございませぬして、乾物や野菜の一部などを先ほどのさんさん21などから納入をいただいているといった状況でございませぬ。今後、町の給食物資選定委員会等での選定基準を満たすような業者が出てまいりました折には、委員会に諮って協議をしてまいりたいというように思ひているところではございませぬ。

○議長（古賀ひろ子君） じゃあ、佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） すみませぬ。私のほうから、今、課長の回答に若干補足させていただきますのでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

学校給食の食材として、無農薬、有機野菜を導入、提供できるとなれば、これは非常に農家の方も非常にありがたく感じるだろうと思っています。1番、私が認識している中で進んでいるのは今治市です。今治市。ここでは、今治市産の物を多く使用するため各調理場の栄養士さんたちが旬を考慮したメニューづくりに日々検討をして進めておるところでございませぬ。ただ、大きな取り組みするためには大きな壁がありませぬして、これは先ほど課長も少し言ったこと重なりませぬけど、例えば、栄養士のメニュー計画に合わせて、品目別食材提供というのをしていかなければいけませぬ。

タイミングに合った品ぞろえとか、数量確保、このあたりをしっかりと考えて、そういう体制ができるかどうかというのを検討しないといけないというの、1つあります。それと学校給食の予算内で、予算内で農家から提供される米、野菜、果物等の価格が生産費を保障しそれを図る価格設定かどうかと価格設定の問題が出てきますので、そのあたりの壁を解消していくためには、今後、本町でも調査研究をさせていただきたいなと思っているところです。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 後段のほうの御提案の件で、当課のほうからお答えさせていただきますけども、先ほど学校教育課長のほうからも答弁ありましたように、地産地消の推進で現在実施しております地元食材を町立の保育園とか学校に給食の食材として、今、宇美さんさん21が栽培した無農薬で有機肥料を使った野菜を納品する取組につきましては、引き続き第2次の宇美町食育地産地消推進計画にも反映させていくということで予定をしているところでございます。

さらに、今、話があっております農家が栽培した野菜を学校給食に活用するということについてでございますけども、自家消費用として無農薬で有機肥料を活用した野菜栽培を行っている農家は当然でございますが、学校に納品するとした場合、納品に伴いまして当然ながら面積を拡大する必要があり、それから除草、防除等に要する労力、それから資材の負担がかなり大きく、需要に合った価格設定等の問題や納品事務手続、これらが課題となってくると考えられます。結論を申しますと、少数農家によります取組については、納品する野菜の品質、供給量、納品時期等の問題から難しいのではないかとこのように考えられますので、それらを解決する手段といたしまして、農家を組織化いたしまして、まとまった量を生産できるようにすること、これが大変重要だと考えています。イメージとしましては、現在、薬草栽培のほうを進めていっておりますけども、これが薬草の生産部会のほうでかなり皆さんの協力によりまして、薬草の作付が物すごい作付の量が面積が増えていっております。それと同じような感じでこの有機無農薬野菜の栽培ということで、そういう組織化をし年々部会員も増やし面積も増やすというようなことで、ある程度、需要に合った供給ができるようになれば、そのときにこの計画のほうに盛り込んでいって推進していければというふうに考えておるところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 夢の広がるような夢が広がってくるような回答をいただきまして本当にありがとうございます。こういった一足飛びには行かないんですけども、一步一步でも進めていくというのが大事じゃないかなと思いますが、最後に、副町長にお尋ねしたいんですけども、総合戦略、宇美町に人口を増やしていこうという取組なんですけれども、まだこの総合戦略につ

きましては総括が行われていないと、見直しのこともできるんじゃないかなと思っているんですが、総合戦略にこの食育と地産地消計画の趣旨を盛り込んでいただきたいなと思っているんです。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 高場副町長。

○副町長（高場英信君） 宇美町の総合戦略に食育と地産地消推進計画の趣旨を盛り込んでみてはどうかという御提案でございます。

食育と地産地消計画につきましては、先ほどから環境農林課長が答弁しておりますように、本年度末で5年の終期を迎えるということで、現在第2次計画の策定が進められているというところでございます。議員御提案の食育と地産地消計画の趣旨を総合戦略に盛り込むということのためには、まずは、この第2次計画が、ほぼ、いわゆる趣旨が確定してからということになるのかなというふうに思っております。現時点では、もう、いわゆる課長が答弁していますように、町内の農家が年間を通じて、相当量の作物を安定的に納品することが不可能であろうという現状がまずあります。それから、このことに対しまして、今後、事業に見合った供給農家の確保それから作付拡大等を踏まえた需給バランスの調整、これに様々な課題がまだあること。これを踏まえますと、現段階で総合戦略に盛り込むということにつきましては、原案を手がける事務局側としては慎重に整理をする必要があらうかなというふうに思っております。いずれにしましても、総合戦略の見直しにつきましては、現在策定済みでございますこの第2期の総合戦略、これがこれまで何度もまち・ひと・しごと創生本部会議それから総合戦略推進懇談会に諮ってきたこういった経緯がありますので、見直しにつきましても同様の手順を踏む必要があるのではないかと、これも当然そう思っております。したがって、御提案のこの総合戦略に盛り込むことの可否ということについては、今の段階ではちょっと答弁を控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、そういった観点で食に対する関心というのは非常に高まっている、そういう人たちに応えられるような施策というのを私、打っていく、それを全国に発信して関心のある方、ぜひ、宇美町で子育てしてみませんか、そういうふうに持って行っていただきたいなというふうに思っています。

ちょっと後ろ向きの回答で非常に残念なんですけれども、今後、ぜひ、そういった観点も盛り込んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。



○議長（古賀ひろ子君） ただいまから14時30分まで休憩に入ります。

14時19分休憩

.....

14時30分再開

○議長（古賀ひろ子君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第一 請願第1号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、請願第1号 宇美東小学校体育館へのエアコン整備を求める請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。4番、藤木議員。

○4番（藤木 泰君） 趣旨説明をさせていただきます。

請願第1号 令和2年12月7日、宇美町議会議長古賀ひろ子様。

請願者、福岡県糟屋郡宇美町宇美東三丁目8番1号、宇美東小学校区コミュニティ運営協議会、中岡清美。

紹介議員、藤木泰、黒川悟、吉原秀信、飛賀貴夫。

宇美東小学校体育館へのエアコン整備を求める請願。

1、請願の趣旨、宇美東小学校体育館にエアコンを設置すること。

2、理由、近年大規模な自然災害が多発する中、避難勧告や避難指示などの発令も珍しくなくなり、自らの命を守る行動が重要視されています。そこで避難所の整備を進めることが喫緊の大きな課題となっていますが、避難所として指定されているほとんどの施設はエアコン整備が行われていないのが現状です。特に大人数を収容できる小中学校の体育館などは頻繁に避難所として指定されるもののエアコン整備は全くされていません。そのような中、今年の台風10号のときには、町内小学校において唯一、宇美東小学校の体育館が避難所として開設されており、この地域では宇美東小学校の体育館が避難所として開設される可能性は非常に高いと思われます。以上のことから、近年のいつ起きてもおかしくない大きな自然災害に備えるべく、宇美東小学校の体育館にエアコンを設置していただきますよう強く要望いたします。

以上、宇美東小学校区からの請願であります。この請願は学校施設の観点からではなく災害時の避難所の観点からエアコン設置の要望が出されていることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。趣旨説明を終わります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

4番、藤木議員、議席に戻ってください。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 宇美東小学校体育館へのエアコン整備を求める請願を採択いたします。本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は採択することに決定されました。

---

### 追加日程第二 発議第5号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、発議第5号 公立小中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 発議第5号 公立小中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年12月8日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。

提出者、宇美町町議会議員、飛賀貴夫。

賛成者、宇美町町議会議員、白水英至、同じく脇田義政、同じく黒川悟、同じく吉原秀信、同じく藤木泰。

次のページの意見書を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

公立小中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充を求める意見書。

近年、大雨や台風など自然災害が頻繁に発生しており、また、その規模も大規模の災害が毎年のように続いている状況である。加えて特別警報が毎年発令されるなど、住民の心配も非常に大

きくなっている。宇美町においても例外ではなく、令和2年7月の大雨や9月の台風9号、10号では避難準備、高齢者等避難開始を発令、避難所を開設し、多くの避難者が避難する状況であった。大雨や台風の時期は気温が30度を超える日々が続くなど、大変厳しい環境の時期のため、避難した住民にも大きく影響することとなり、実際に大規模災害が発生した場合に、長期にわたる避難所生活を強いられると避難者の心身に与える負担は計り知れないと考えられる。そのようなことから、避難所指定とされている町内小中学校の体育館のエアコン整備は喫緊の課題である。しかし、学校体育館へのエアコン整備を行うには大規模な改修が必要であり、それに伴い多額の予算を要することとなるため、町の予算だけでは到底賄えるわけがなく、国や県の財政支援を活用しなければエアコン整備を進めることが非常に困難であることが実情である。よって、公立小中学校の体育館へのエアコン整備を早急に進めるため、緊急防災・減災事業債の延長を含めた国の財政支援のさらなる拡充を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は記載のとおりでございます。

この意見書は、先ほど宇美東小学校体育館へのエアコン整備の請願を受けまして、エアコン整備事業に対しての国の補助が令和2年度までであることから、財政支援の延長及び拡充を求める意見書としております。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

11番、飛賀議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号 公立小中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに決定いたしました。

---

## 日程第2. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。各常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本12月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年12月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時41分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月3日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 黒 川 悟

署名議員 吉 原 秀 信